

第3章 共通の災害応急対策計画

第1節 災害通信計画

（実施主体：総合総務対策部、広報調整対策部、NTT西日本沖縄支店、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等災害時における通信は概ね以下によるものとする。

1 通信の協力体制

通信設備の所有者または管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 電気通信事業用設備の利用法

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について、緊急かつ特別の必要があるとき、または電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は以下によるものとする。

（1）電気通信事業用設備の利用

①非常通話

災害対策関係機関は平常時から最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認める場合において、以下に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

ア 気象、水象及び地象の観測の報告または警報を内容とする通話であって気象機関相互において行うもの

イ 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報またはその警戒若しくは予防のための緊急を要する事項を内容とする通話であって、消防機関相互において行うもの

ウ 災害の予防または救援のための緊急を要する事項を内容とする通話であって、消防機関または災害救助機関相互間において行うもの

エ 交通施設の災害の予防または復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

オ 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

カ 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

キ 秩序の維持のため、緊急を要する事項を内容とする通話であって、警察機関相互間及び防衛機関相互間において行うもの

ク 災害の予防または救援のための必要な事項を内容とする通話であって、天災地変その他の非常事態が発生し、または発生することがあることを知った者がその災害の予防または救援に直接関係がある機関に対して行うもの

②非常電報

災害のための緊急を要する電報にあつては、電報発信紙の欄外余白に「非常」と朱書して電報局に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、または緊急通信の必要がある時は、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

- ①第十一管区海上保安本部通信設備
- ②警察通信設備
- ③気象官署通信設備
- ④沖縄電力通信設備
- ⑤沖縄総合事務局開発建設部通信設備

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、またはこれを利用することが著しく困難である場合は、無線通信設備を利用するものとする。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するものの外、以下に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

- ①官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- ②各防災会議
- ③日本赤十字社
- ④全国消防長会
- ⑤電力会社
- ⑥その他人命救助及び急迫の危険または緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、無線通信設備を利用するに際しては、沖縄地方非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する。

3 市における措置

(1) 通信設備優先利用の協定

市は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(2) 放送要請の依頼

市は災害に関する通知、要請、伝達または警告等を行う場合において、テレビまたはラジオによる放送を必要とする時は、「沖縄県防災情報システム」を活用する。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。

※資料編〔様式〕【避難関係】

- 避難勧告等情報の伝達ルート及び手段

※資料編〔通信関係〕

- 無線局一覧表

第2節 災害状況等の収集・伝達計画

(実施主体：全対策部)

1 実施責任者

(1) 市の役割

①市は、市域に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に「沖縄県防災情報システム」を活用し、報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

②被害が甚大なため被害の調査が困難な時は、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

(4) 上記（1）、（2）、（3）の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

2 災害状況の収集

(1) 災害情報の種類

被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。なお、情報の収集にあたっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

①人的被害、住家被害及び火災に関する情報

②避難の勧告及び指示の状況、並びに警戒区域の指定状況

③避難者数及び避難所の場所等に関する情報

④医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報

⑤道路の被害、応急対策の状況、並びに道路交通状況に関する情報

⑥ヘリポートの被害、応急対策の状況に関する情報

⑦電気、水道及び電話の被害、並びに応急対策の状況に関する情報

⑧漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報

⑨大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

(2) 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集作業が行えないことから、このような情報の空白期間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施しなくてはならない。

したがって、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定するものとする。

また、倒壊家屋数、火災発生現場数等の人命損失に係る情報については、早期に把握する必要があるため、消防本部、浦添署の「推定情報」についても報告してもらうものとする。

(3) 職員の参集途上による被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集するものとする。

(4) 非常災害に係る情報の収集

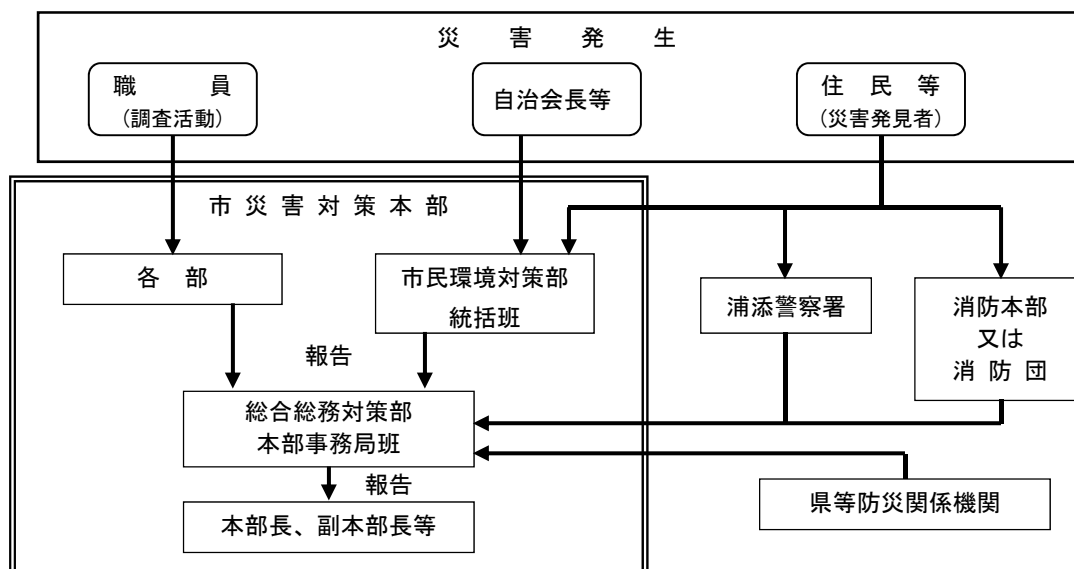
市は、自らの対応力のみで十分な災害対策を講じることができないような災害が発生した時は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めなければならない。

3 概況調査

(1) 概況調査の方法

- ①報告すべき災害の発生を覚知した時は、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、災害即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告するものとする。
- ②被害の有無に関わらず、地震が発生し、市内で震度 5 強以上を記録した場合、または津波により死者または行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- ③行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内（海上含む）で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- ④行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）または県に連絡する。
- ⑤大規模な災害が発生した場合、以下の系統で 6 つの事項（右表）の災害情報を素早く収集する。また、広報調整対策部統括班は、収集した情報を「情報源別」、「地域別」、「被害種別」に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

■災害直後の連絡系統図



■災害情報

①災害の規模・範囲等の情報	災害の規模・範囲、気象・地象情報
②被害情報	人的・物的被害状況、公共施設・港湾等の被害状況、火災の状況、医療機関の被災状況、電気・水道・電話等の支障状況
③避難状況	避難の勧告・指示の状況、警戒区域の設定状況、避難者数、避難所の被災状況
④通信網の確保状況等に関する情報	市関係機関、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、無線通信施設の被災・稼動状況
⑤道路等交通情報	国道・県道・市道の被災状況、通行不能場所の把握、交通規制状況・交通渋滞等の情報
⑥対策状況	消防活動状況、避難所（開設状況、食料・生活必需品供給状況）、障害物除去状況、応急対策のための物資・資材の供給状況、救助活動・応援・支援状況、医療機関の稼動状況
その他の情報	大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況（※）、苦情その他

※119番通報が殺到した場合、直ちに県だけでなく国（総務省消防庁）にも直接報告する。

（2）調査の報告

広報調整対策部統括班等は、取りまとめた概況調査事項を、口頭または電話で総合総務対策部本部事務局班へ報告する。

総合総務対策部本部事務局班は、県・警察等防災関係機関から災害情報等を収集把握し、総務部長を通じて本部長（市長）、副本部長（副市長）等へ概況調査事項を報告する。

※資料編〔様式〕【被害調査関係】

○概況調査票

4 中間調査

（1）中間調査の対象

概況調査の結果をもとに、災害救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて中間調査を実施する。調査の対象と優先順位は、以下のとおりである。

第1順位：人、住家被害

第2順位：公共施設被害

第3順位：農業、土木、商工、水産被害

（2）中間調査の方法

あらかじめ各班に割り当てた「災害調査分担」に基づき実施する。

■中間調査内容

事前の準備	調査担当者に「災害調査票」を配布し、調査・連絡方法を打ち合わせる
関係機関との連絡	関係機関と連絡をとり、調査の脱漏、重複集計に注意する。また、被害状況が異なった場合は、報告前に再調査する
班編成	各班は、調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックにつき職員2名程度で構成する調査班を編成する
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する
判定基準	人的及び物的被害状況の判定は、「災害状況判定基準」に従う
被害写真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であるので、数多く撮影する
調査期間	本部からの指示後、3日以内に完了・報告する

※資料編〔様式〕【被害調査関係】

- 災害調査票
- 集計表
- 災害状況判定基準

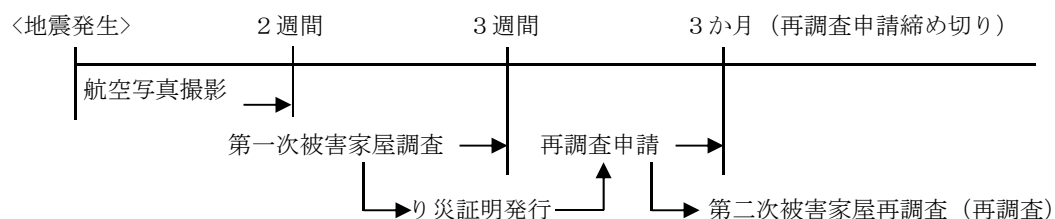
(3) 第一次被害家屋調査の方法（物件対策班）

第一次被害家屋調査は、り災証明の発行事務と連携して、以下の手順で行う。

①事前準備

- ア 航空写真撮影
- イ 調査実施計画策定
- ウ 調査員の確保
 - (ア) 市職員
 - (イ) ボランティア建築士
 - (ウ) 他市町村への応援職員の派遣要請
- エ 調査備品等の準備
 - (ア) 調査携帯品の調達、準備（災害調査票の印刷発注等）
 - (イ) 調査用地図の用意（住宅地図、マッピングシステム）
 - (ウ) 調査員運搬車両の手配
 - (エ) 他市町村応援職員等の宿泊場所の確保

②調査期間



③調査体制

第一次被害家屋調査は、市職員（建築士、家屋評価補助員、家屋補償関係職員、消防査察職員等）及び建築士のボランティアをもって実施する。また、必要がある場合は他市町村の職員等関係先に応援を要請する。

調査は、2人1組で外観からの目視調査を基本とする。

④判定基準

り災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的な状況をもとに、被害家屋の損害割合を判定する。

⑤その他

水防砂防対策部建築（水防砂防）班は調査を管理し、また、財務相談対策部物件班、消防救助対策部統括班（火災）は、り災証明に関連する以下の必要事項を広報する。

- ア 調査状況の進捗状況
- イ 広報、PR、報道機関への対応等
- ウ り災証明発行に関する内容
- エ 応急危険度判定と被害家屋調査の違い等

※「被災建築物応急危険度判定」は、第4編 第1章 第2節 第2款「応急危険度判定」を参照のこと。

5 確定調査

（1）各班の調査内容

災害確定報告のため、各担当班は、以下の事項について詳細な被害状況の調査を行う。

また、各担当班は、調査結果を県への災害報告様式第1号補助表1～9の様式にまとめ、広報調整対策部統括班等へ報告するとともに、各部の業務に対応する県各部、その他関係機関へ報告し密接な連携をとる（6「被害情報のとりまとめ・伝達」参照）。

■確定調査内容

班 名	事 項	補助表
学校救援対策部 統括班	教育関係の被害状況	公立文教施設被害 1
経済産業対策部 統括班	農林水産業施設の被害状況	農林水産業施設被害 2
	農業・畜産・水産の被害状況	農産被害 5
		林産被害 6
		畜産被害 7
		水産被害 8
水防砂防対策部 統括班	土木関係の被害状況	公共土木施設被害 3
各部統括班	所管施設の被害状況	その他の公共施設被害 4
経済産業対策部	商工業・観光施設の被害状況	商工被害 9

統括班		
-----	--	--

(2) 第二次被害家屋再調査（水防砂防対策部）

①調査実施体制

第一次被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び第一次被害家屋調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき第二次被害家屋再調査を実施する。調査は、2人1組で内部立入り調査を基本とする。

②判定基準

家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づくが、判定が困難なものは、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長が判定する。判定委員会は、「専門知識を有する建築士」、「不動産鑑定士」、「学識経験者」等から3名の委員を市長が委嘱する。

6 被害情報の取りまとめ・伝達

(1) 広報調整対策部統括班等は、各部班、防災関係機関（主に生活関連施設）が調査した情報を以下の点に留意して取りまとめ、「情報源別」、「地域別」、「被害種別」に整理する。

留意点は以下のとおりである。

- ①市全体の被害の状況、普及の状況
- ②現在の被害の状況
- ③未確認情報の把握
- ④各事項の詳細な内容の整理

(2) 情報の共有化

広報調整対策部統括班等は、集約された情報を災害対策本部及び市の関係機関が共有できるよう、本部の部屋に掲示する。

(3) 防災関係機関への伝達等

①防災関係機関への伝達

総合総務対策部本部事務局班は、県だけでなく防災関係機関にも直ちに被害の状況等を通報する。

■通報の優先順位

順位	機関名	電話番号
第1順位	沖縄県（知事公室防災危機管理課）	098-866-2143
第2順位	浦添市消防本部	098-875-0119
第3順位	浦添警察署	098-875-0110
第4順位	その他の関係機関	

②県所管部への報告

各担当班は、各自が調査した調査結果をまとめ、広報調整対策部統括班等を通じて総合・総務対策部本部事務局班に報告するとともに、各部の業務に照応する県所管部へ報告する。

■県所管部への報告

浦添市災害対策本部		沖縄県災害対策本部	
総合総務対策部	本部事務局班(防災危機管理室)	総括情報部	総括情報班(防災危機管理課)
広報調整対策部	統括班(企画課)	土木建築部	土木総務班(土木総務課)
避難救護・医療対策部	統括班(福祉総務課)	南部地方本部	南部福祉保健所
経済産業対策部	統括班(産業振興課)	農林水産部	農林水産総務班(農林水産総務課)
消防救助対策部	統括班(消防総務課)	総括情報部	総括情報班(防災危機管理課)

7 県等への被害の報告

市長（本部長）は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第22条の規定に基づき、被害の具体的な状況を県に報告する。

(1) 報告の種類と様式

総合・総務対策部本部事務局班は、発生報告として、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報を県に報告する。

報告の様式は、それぞれ「災害即報様式第1号」、「災害即報様式第2号」、「災害報告様式第1号」、「災害報告様式第2号」を用いる。

※県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 報告の内容及び方法

種類	様式	報告の時期	方法	報告先	記入要領
災害概況即報	災害即報様式第1号	災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等	県(防災危機管理課)	死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等
		県に報告できない場合		国(総務省消防庁)	災害即報様式の記入要領(第1号)
被害状況即報	災害即報様式第2号	被害状況が判明次第逐次報告	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等	県(防災危機管理課)(※1)	災害即報様式の記入要領(第2号)(※2)
		県に報告できない場合		国(総務省消防庁)	
災害確定報告	災害報告様式第1号	同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内(被害状況の最終報告)		県(防災危機管理課)(※1)	
災害年報	災害報告様式第2号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況(翌年4月1日現在で明らかになったものを4月15日までに報告)		県(防災危機管理課)	

※1 報告にあたっては、浦添警察署と密接な連絡を保つこと。

※2 記入にあたっては、資料編に掲載の「災害状況判定基準」によること。

※資料編〔様式〕【被害調査関係】

- 災害即報様式第1号、第2号
- 災害報告様式第1号、第2号

※資料編〔情報連絡関係〕災害情報連絡系統図

- 県災害対策本部未設置時
- 県災害対策本部設置時

8 安否情報の提供

市又は県は、被災者の安否について住民等から照会があった時は、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要な時は、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害広報計画

(実施主体：広報調整対策部、市民環境対策部、消防救助対策部、報道機関)

市及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、または業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに、市は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

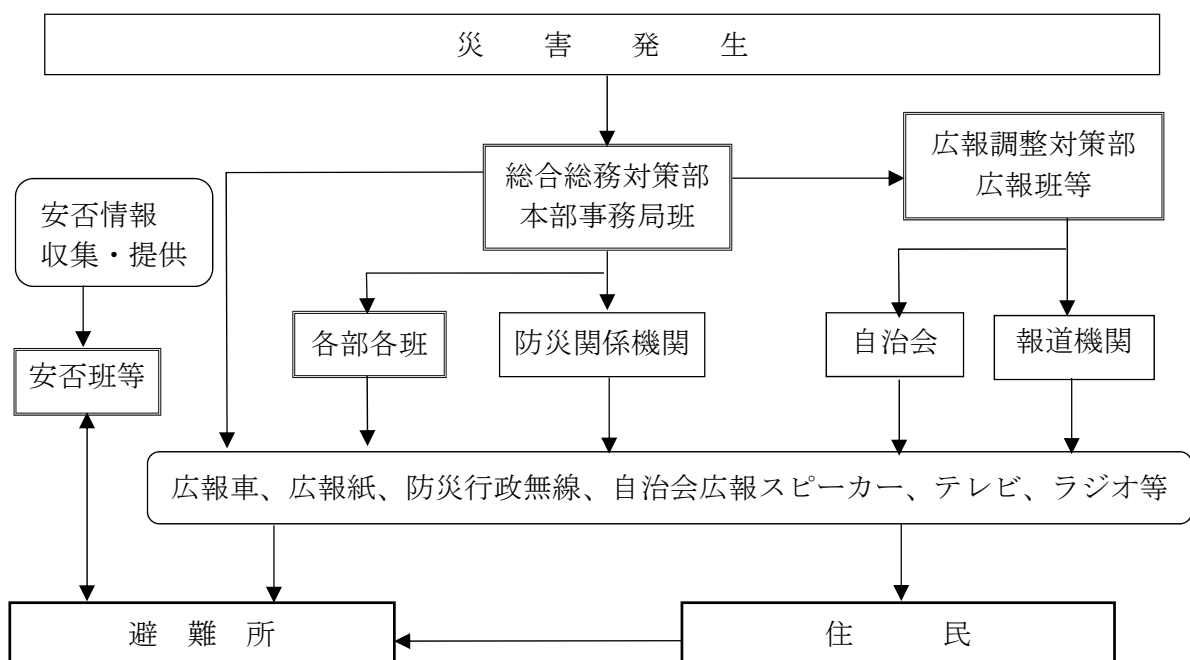
■広報担当部

項 目	広 報 計 画	担 当 部
市の広報	1 災害情報の広報	総合総務対策部本部事務局班、広報調整対策部広報班、消防救助対策部統括班
	2 広報広聴活動の実施	広報調整対策部広報班
	3 避難所及び市民への広報	広報調整対策部広報班、避難救護・医療対策部統括班
	4 報道機関への広報の要請	広報調整対策部広報班
	5 報道機関への対応	広報調整対策部広報班
	6 住民の安否情報	総合総務対策部本部事務局班、安否班
他機関の広報	7 防災関係機関の広報	消防救助対策部、警察署、沖縄電力、N T T、沖縄ガス等

※資料編〔情報連絡関係〕

○報道機関一覧表

■広報連絡体系図



1 災害情報の広報

大規模な災害が発生し、または発生するおそれのある場合、市または、自治会の広報手段等を活用し、状況によって報道機関に協力を依頼し、住民等への避難及び注意等の広報を実施する。

(1) 広報手段

- ①防災行政無線
- ②自治会広報スピーカー
- ③広報車（消防車両も含む）による巡回広報
- ④市ホームページによる緊急広報
- ⑤応援協定に基づく報道機関への緊急放送要請
- ⑥臨時広報誌の発行

2 広報広聴活動の実施

広報調整対策部広報班、避難救護・医療対策部統括班は、被災者または関係者に対し広報広聴活動を行う。

また、財務相談対策部市民相談班等は、必要により、国、県及びその他関係機関と連携して、市役所または避難所等に「市民サポートセンター」を設置し、被災市民の相談、要望等の広報広聴活動に対応する。

なお、詳細は、第4編 第1章 第2節 第1款「市民サポートセンターの開設」を参照のこと。

3 避難所及び市民への広報

(1) 市民への広報

避難所及び市民に対して、状況に応じた手段で広報を行う。

①広報手段別の広報内容

広報手段	広報内容	備考
防災行政無線 広報車 テレビ・ラジオ ホームページ・新聞 フェイスブック ツイッター 等	・災害発生防止措置の実施 ・応急活動の状況、復旧の見通し ・給水、食料供給の情報 ・その他	必要に応じて実施
避難所掲示板	・安否の確認 ・避難所生活の注意事項 ・災害用伝言ダイヤルの使用方法 ・住民サービスの情報等	避難所入口に掲示
広報紙の作成配布	・被害の状況 ・復旧の状況 ・仮設住宅、福祉仮設住宅の入居等について ・り災証明等、住民サービスの情報等	2～3日または毎月ごとに発行し、避難所、本部で配布

②広報項目別の担当班

広 報 項 目	広 報 担 当 部
避難所の運営	避難救護・医療対策部
巡回救護の実施	避難救護・医療対策部
こころのケア	避難救護・医療対策部
交通規制	警察署、水防砂防対策部
上水道の応急、復旧	配水給水対策部
下水道の応急、復旧	水防砂防対策部
電気の応急、復旧	沖縄電力株式会社、総合総務対策部
電話の応急、復旧	N T T 西日本沖縄支店、総合総務対策部
ガスの応急、復旧	沖縄ガス株式会社、総合総務対策部
道路・橋梁の応急、復旧	水防砂防対策部、西日本高速道路(株)沖縄管理事務所
飲料水、生活用水の給水	配水給水対策部
食料の供給	避難救護・医療対策部
生活必需品の供給	避難救護・医療対策部
仮設住宅の入居	水防砂防対策部
被災地の防疫	市民環境対策部
生活ごみ 災害廃棄物	市民環境対策部
被災地内の安全	警察署
要配慮者対応	避難救護・医療対策部

(2) 要配慮者への広報

障がい者等の要配慮者へは、ボランティア等の協力を得て正確な情報を提供する。

- ①テ レ ビ 等：字幕放送、手話放送、外国語放送等の放送依頼
- ②F A X：F A Xを活用した防災情報のF A Xサービス
- ③広 報 紙：臨時の「点字版広報紙」及び「声の広報」の発行
- ④ボランティア：手話通訳による広報活動

※要配慮者対策は、第8節「要配慮者対策計画」を参照のこと

4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、災害が発生した場合、以下の広報内容及び手段で、応急活動の状況及び復旧の見通しについて広報活動を行う。

■防災関係機関の広報内容及び手段

機 関	広報内容及び手段
消防署	火災、避難、救護を広報車、携帯拡声器、戸別訪問で広報
警察署	避難、交通規制、二次災害防止を広報車で広報
沖縄電力	被害、復旧状況をテレビ、ラジオ、広報車で広報
N T T	通信の途絶、利用の制限を広報車で広報
沖縄ガス	ガスの供給状況、ガスの使用や避難時の注意を広報車で広報

5 報道機関への広報の要請

(1) 広報の要請、依頼

県（広報班）を通じて応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨を連絡する。

(2) 広報内容の受付け

市本部から報道機関へ依頼すべき広報内容を受け付ける。広報する内容は、概ね以下のとおりである。

- ①災害対策本部の設置または、解散
- ②不要不急の電話の自粛
- ③被災者の安否
- ④空き病院の情報
- ⑤二次災害防止のためにとるべき措置
- ⑥交通情報
- ⑦食料・生活必需品に関する情報
- ⑧電気・ガス・水道などの復旧の見通し

6 報道機関への対応

(1) 記者会見の実施

広報調整対策部は、定期的に記者会見を行い、情報の提供を行う。

- ①災害の種別、発生場所、日時、状況
- ②被害の状況
- ③災害救助法適用の可否
- ④その他判明した被害地の状況
- ⑤災害応急対策の状況

(2) 取材活動の自粛

報道機関に対し、市本部及び避難所内での取材活動の自粛をお願いする。

7 住民の安否情報

避難所等において、避難住民から任意で安否情報を収集し、報告及び提供等を行う。

なお、詳細は、第9節「安否情報の収集計画」を参照のこと。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

(実施主体：総合総務対策部、自衛隊)

災害時における自衛隊の派遣要請は、以下によるものとする。

1 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、知事等が自衛隊の災害派遣を要請する場合の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命または財産の保護のため、必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合
- (3) 市の通信途絶の状況から判断した場合

2 市長の派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請要求

市長は、市域に係る災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話または無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに依頼書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

市長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。

なお、市長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣またはその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、人命または財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※資料編〔様式〕【自衛隊関係】

- 災害派遣要請要求書
- 災害派遣撤収要請要求書

3 市及び県の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、市及び県は以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、市及び県と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 市側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、または野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助または応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備するものとする。

4 災害派遣要請の要領

(1) 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）

- ①知事・・・・・・・・・・主として陸上災害
- ②第十一管区海上保安本部長・・主として海上災害
- ③那覇空港事務所長・・・・・・・・主として航空機遭難

(2) 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）

- ①陸上自衛隊第15旅団長
- ②海上自衛隊沖縄基地隊司令
- ③海上自衛隊第5航空群司令
- ④航空自衛隊南西航空混成団司令

(3) 県（知事）から自衛隊への災害派遣要請

在沖縄3自衛隊部隊長名による「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成22年8月22日）に基づき、県（知事）から自衛隊への災害派遣要請は、災害の種類にかかわらず、原則として陸上自衛隊第15旅団長に行うものとする。

(4) 要請の内容（自衛隊法施行令第106条）

①災害派遣（緊急患者空輸を除く。）を要請する場合は、派遣命令者に対し、以下の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのない時は、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）

5 災害派遣要請受理後の派遣命令者の措置

(1) 派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独でまたは他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

6 派遣部隊との連絡調整

(1) 知事は救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整する。

(2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、市または県はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。

(3) 災害の発生が予想される場合、市または県は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

7 派遣部隊の撤収

(1) 要請者は、派遣部隊の撤収時期について、自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

(2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合または派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、市長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

8 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の捜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路または水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付けまたは譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

9 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

(1) 自衛官の措置

災害派遣等を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、以下の措置をとることができる。

①警察官がその場にいない場合（自衛隊法第94条）

- ア 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長へ通知）
- イ 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）
- ウ 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

②市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

- ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令（基本法第63条第3項）（市長へ通知）
- イ 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）（市長へ通知）
- ウ 住民等を応急措置の業務に従事させること（基本法第65条第3項）（市長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

以下の損失・損害については、市が補償を行う。

- ①自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（基本法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずべき損失
- ②自衛官の従事命令（基本法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

10 自衛隊の自主派遣（要請を待ついとまがない場合の災害派遣）

自衛隊法第83条第2項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、

その判断に基づいて、部隊を派遣する。

この場合においても、派遣命令者は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊等派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

11 経費の負担区分等

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、以下に掲げるものは、市及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定するものとする。
 - ① 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
 - ② 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
 - ③ 岸壁使用料
- (2) その他(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議のうえ決定するものとする。

12 近傍災害派遣（自衛隊）

自衛隊法第83条第3項に基づき、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

※資料編〔自衛隊関係〕

- 災害派遣命令者の所在地等
- 自衛隊の災害派遣要請系統図

第5節 広域応援要請計画

(実施主体：総合総務対策部)

1 他市町村等への応援要請

市は、市内に大規模な災害が発生し、市単独では十分な応急措置が実施できないと認める時は、応援協定に基づき応援の要請を行う。

2 県等への応援要請

(1) 職員の派遣、あっせん

市長は、災害応急対策または災害復旧のため必要がある時は、基本法第29条及び第30条に基づき、指定地方行政機関の長または指定公共機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、または内閣総理大臣に対し指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関または指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員、地方公共団体または独立行政法人に対し職員の派遣を要請し、または県に対し上記機関の職員の派遣についてあっせんと求める。

(2) 他の市町村長への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認める時は、基本法第67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではない。

(3) 知事への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認める時は、基本法第68条に基づき、知事に対し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、または災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援または災害応急対策の実施を拒んではない。

3 防災関係機関における応援要請

(1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊」の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 消防機関

大規模災害発生時において、市は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対し「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

また、航空機事故等が発生した場合、那覇空港事務所と連絡を取り合い、必要な資機材の提供その他の応援を要請するものとする。

(3) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

4 海外からの支援の受け入れ

県は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、支援受入れの可否を判断し、受入れを決定した場合は、関係省庁と連絡、調整を図り、その受入れ体制を整備する。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、市と連携を図る。

第6節 避難計画

(実施主体：全対策部)

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命、身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は以下によるものとする。

第1款 避難の原則

1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害、土砂災害、水害等から避難するために、避難準備・高齢者等避難開始の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施責任者は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護は、以下の者が行うものとする。なお、これらの実施責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、基本法第56条により実施可能

(2) 避難勧告

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第60条	
知事	災害全般	基本法第60条	市長ができない場合に代行

(3) 避難指示（緊急）

実施責任者	災害の種類	根 拠 法	備 考
市 長	災害全般	基本法第 60 条	
知 事	災害全般	基本法第 60 条	市長ができない場合に代行
警 察 官 海上保安官	災害全般	基本法第 61 条	市長から要請がある場合または市長が避難の指示をするいとまのないとき
警 察 官	災害全般	警察官職務執行法第 4 条	
自 衛 官	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にいないとき
知事またはその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第 29 条	

(4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根 拠 法	備 考
市 長	災害全般	基本法第 63 条	
知 事	災害全般	基本法第 73 条	市長ができない場合に代行
警 察 官 海上保安官	災害全般	基本法第 63 条	市長から要請がある場合または市長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自 衛 官	災害全般	基本法第 63 条	市長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消 防 吏 員 消 防 団 員	火 災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
警 察 官	火 災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき または要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第 21 条	
警 察 官	洪水、津波、高潮	水防法第 21 条	水防団長、水防団員もしくは消防機関に属するものがないとき、またはこれらの者の要求があったとき

【「避難勧告」「避難指示（緊急）」と警戒区域の設定の違い】

※避難勧告＝居住者等に自主的な避難を促す。

※避難指示（緊急）＝危険が目前に迫っているときに行い、勧告よりも拘束が強い。

※警戒区域の設定＝強制力があり従わない時は罰則もある。（従って、不必要な範囲にまで設定することのないように留意する必要がある）設定が考えられるのは、

①災害危険の範囲が広範囲で長期にわたるとき。

②応急対策上止むを得ないとき。

2 避難勧告等の運用

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の基準は、災害の種類、地域等により異なるが、概ね以下のとおりとする。

（1）避難準備・高齢者等避難開始

①発令時の大まかな状況

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況

②発令の目安となる状況

ア 気象警報が発表され、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると判断されたとき。

イ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。

ウ 一定期間（比較的長い時間）後に危険水位、危険潮位に達すると予想されるとき。

エ 土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）の近所で前兆現象（湧き水、地下水が濁り始めた量の変化等）を発見したとき。

（2）避難勧告

①発令時の大まかな状況

気象警報が発令され、通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況。

②発令の目安となる状況

ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

イ 破堤につながるような漏水等を発見したとき。

ウ 一定期間（比較的短い時間）後に危険潮位に到着すると予想されるとき。

エ 土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）の近隣で前兆現象（濁流付近での斜面崩壊、擁壁、道路等にひび割れが発生等）を発見したとき。

（3）避難指示（緊急）

①発令時の大まかな状況

前兆現象の発生や、現在の切迫した状況、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高い状況、もしくは人的被害の発生した状況。

②発令する目安の状況

ア 堤防の決壊、もしくは、破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。

イ 危険水位や危険潮位に達したとき。

ウ 土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）の近隣で土砂災害が発生し、もしくは前兆現象（山鳴り、斜面の亀裂等）を発見したとき。

エ 津波警報（注意報を含む）を覚知、もしくは強い揺れ（震度4以上）または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めたとき。

オ その他、人命保護上避難を要すると認められるとき。

カ 応急対策上やむを得ないとき。

(4) 避難勧告等の解除

市長は、避難勧告等を解除しようとする場合において、必要があると認める時は、知事に対し、助言を求めることができる。

3 避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）または警戒区域の設定の伝達方法

(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定は、以下の事項を明らかにして発するものとする。

①発令者

②避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定の理由

③避難日時、避難先及び避難経路、対象区域、その他必要な事項

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定の伝達は、以下の手段等を用い、迅速に必要なと認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底せしめるとともに、できる限り民心に不安を生じさせないように行うものとする。

○広報車、防災行政無線、自治会広報スピーカー、口頭、インターネット等

4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）発令者または警戒区域の設定者の措置

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令または警戒区域の設定を行った者は、必要な事項を関係機関へ通知する。

(1) 市長の措置

市長 → 県知事（防災危機管理課）

(2) 知事の措置

①災害対策基本法に基づく措置

県知事（防災危機管理課）→ 市長

②地すべり等防止法に基づく措置

県知事（海岸防災課）→ 所轄警察署長

(3) 警察官の措置

①災害対策基本法に基づく措置

警察官 → 所轄警察署長 → 市長 → 県知事（防災危機管理課）

②警察官職務執行法（職権）に基づく措置

警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 → 県知事（防災危機管理課）→ 市長

(4) 自衛官の措置

自衛官 → 市長 → 県知事（防災危機管理課）

(5) 水防管理者の措置

水防管理者 → 所轄警察署長

(6) 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

市長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

※資料編〔様式〕【避難関係】

○避難勧告等情報の伝達ルート及び手段

5 避難誘導

- (1) 避難所への誘導は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。
- (2) 避難誘導者は、自治会単位で集団避難を促し、避難にあたっては、要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者、傷病者、妊産婦、観光客、外国人等）に配慮して行う。

■避難誘導

避難誘導者	避難誘導への流れ
各部協力班 消防各班	避難勧告・避難指示(緊急)の発令後、あらかじめ指定する避難所に、それぞれ複数の市職員を派遣する
派遣された職員	警察官、消防職員・団員、自主防災組織等の協力により住民等を危険地域から安全な地域へ避難誘導することに努める
施設の責任者 管理者等	学校、幼稚園、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、施設の管理者が行う

6 避難の誘導方法

- (1) 避難優先者
傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者
 - (2) 経路の安全を確認し、徒歩により避難する。
 - (3) 実情に応じ避難経路を2ヵ所以上選定する。
 - (4) 車両による避難及び家財の持出し等は危険なので中止させる。
 - (5) 避難もれ、または要救出者の有無を確かめる。
- ※避難行動要支援者の避難については、浦添市災害時要援護者避難支援計画（平成 20 年 3 月）に基づき、自治会、自主防災組織と連携し地域住民が主体となった避難誘導を迅速に実施するよう努める。

7 避難者の携帯品

- (1) 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型）
- (2) 1人2食分位の食料と3ℓの飲料水、タオル、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ等
- (3) 動きやすい服装、ヘルメット等、雨具類

8 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容の保護は市長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として市長が行うものとする。

(1) 設置の手順

①開設の担当

避難所班は、開設する避難所を被害状況に応じて決定し、所管する施設管理者へ連絡する。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある場合は、施設の管理者・勤務職員、または最初に到着した市職員が実施する。

②開設の手順

ア 電話等により避難所開設の旨を施設管理者に報告する。

- イ 施設の門を開け、入口扉を開ける。
- ウ すでに避難者がいる時は、とりあえず広いスペースに誘導する。
- エ 避難所内に事務所を開設する。
- オ 要配慮者専用スペースを確保し、案内する。
- カ 避難者収容スペースの決定・誘導を行う。

③避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し看板等を掲げて、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

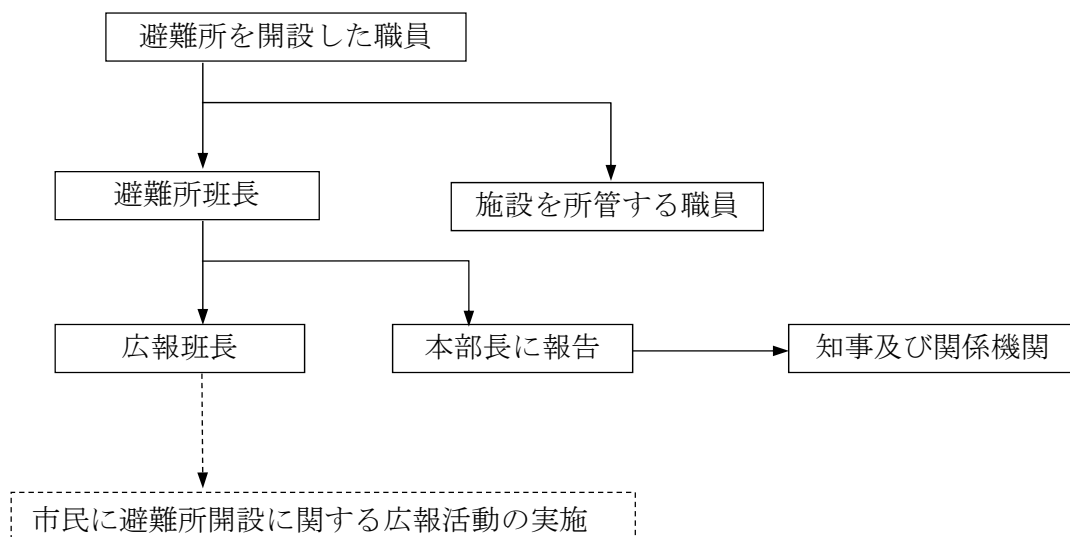
なお、事務所には要員を常時配置し、避難者カード、事務用品等を準備する。

④避難所開設の報告のながれ

避難所を開設した時は市民に周知するとともに、知事及び関係機関へ以下の事項を報告する。

- ア 開設日時
- イ 場所及び収容可能人員
- ウ 開設期間の見込み（最大30日間での閉鎖を目標）等

■避難所開設の報告の流れ



(2) 避難所が不足する場合

- ①避難所は指定された避難所を利用するものとする。ただし、これらの施設が利用できない時は、テント等を借りて設置するものとする。
さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- ②被害が激甚のため①による避難所の利用が困難な場合は、県と協議し隣接市町村に収容を委託し、または建物若しくは土地を借り上げて設置するものとする。
- ③避難所開設のための作業はできる限り労力奉仕によるものとするが、野外設置、便所設置のために特別な技術者を要する場合は、技術者を雇い上げて行うものとする。
- ④災害の状況により避難所を変更した場合はその都度周知を図るものとする。

※資料編〔避難施設・物資等〕

○指定緊急避難場所・指定避難所

- ・広域避難場所
- ・一時避難場所（公園）
- ・津波時における一時避難施設
- ・収容避難所（学校）、福祉避難所（児童センター）、小規模災害時の避難所（自治会事務所）

9 避難者の受け入れ

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または受けるおそれがある者（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を受けた者）とする。

（１）居住区の割り振り

- ①居住区の割り振りは、できる限り地域地区（自治会等）ごとに設定する。
- ②各居住区域は20人程度で編成し、代表者（班長）を選定する。
- ③スペース指定の表示は、床面に色テープ、掲示等わかりやすいものにする。

10 避難所の運営

基本的には避難所における「情報の伝達」「水・食料の配給」「清掃」等は、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て行う。

（１）運営の担当者

避難所の運営は、避難所班が担当し、自主防災組織、自治会、ボランティアの協力を得て行う。原則的には、避難者の取りまとめ・運営は避難者の代表者による自治とする。

（２）運営の手順

- ①避難者カード・名簿の作成
- ②居住区域の割り振り
- ③食料、生活必需品の請求・受取・配給
- ④運営状況の報告（毎日、その他適宜）
- ⑤運営記録の作成

（３）運営上の留意事項**①避難者カード・名簿の作成**

避難所を開設した際には、避難者カードを配り、世帯単位に記入するよう指示する。
避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し、保管するとともに広報・調整対策部安否班へ報告する。

②避難所の運営状況及び運営記録の作成

- ア 責任者となる職員は、避難所の運営状況については、1日に1回広報・調整対策部安否班へ報告する。
- イ 傷病人の発生等、特別の事情のある時は必要に応じて報告する。
- ウ 避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

※資料編〔様式〕【避難関係】

- 避難者名簿
- 避難所状況記録票
- 物品受払い簿

（４）居住区域の代表者（班長）の役割

- ①避難者への指示、伝達事項の周知

- ②物資の配給活動の補助
- ③居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- ④感染症対策等への協力
- ⑤施設の保全管理
- (5) 要配慮者のニーズの把握と支援
要配慮者のニーズの把握と支援は第2編 第1章 第4節 第5款「要配慮者の安全確保計画」を参照のこと。
- (6) 避難者に係る情報の把握
避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

11 飲料水の供給

飲料水の供給は、第16節「給水計画」を参照のこと。

12 食料、生活必需品の供給

食料の供給は、第17節「食料供給計画」を参照のこと。

生活必需品の供給は、第18節「生活必需品供給計画」を参照のこと。

13 避難者への配慮

- (1) 避難所の整備
避難所の整備は、第2編 第1章 第5節「津波避難体制等の整備」に定めるところによるものとする。
- (2) 避難所の環境
 - ①食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
 - ②避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
 - ③運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
 - ④テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
 - ⑤ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。
- (3) 避難長期化への対応
長期化に備え以下の対策を実施する。
 - ①仮設住宅のほか、必要に応じて旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。
 - ②たたみ、布団、洗濯機等の調達
 - ③報道機関等の取材・資機材持込み・立入りの制限
 - ④防犯に努めるほか、被災者の精神安定に配慮

⑤衛生管理（医療、トイレ、清掃、ごみ）

⑥要配慮者対策：第2編 第1章 第4節 第5款「要配慮者の安全確保計画」を参照
（4）避難者の移送、受け入れ

移送・受け入れ	状 況	対 応
被災者の他地区への移送	被害が甚大なため、市の避難所に被災者を収容しきれない場合	知事に対して、他市町村等への移送を要請する。
他地区からの被災者の受け入れ協力	知事より他地区からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合	県の計画の定めるところにより行う。

（5）在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供に努める。

14 県有施設の利用

市は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。県は、市から県有施設の一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

15 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

市から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

16 避難所の統合・廃止

各班は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行う。

第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。なお、避難の指示（緊急）、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難指示（緊急）発令者及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施責任者は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示（緊急）の発令

避難指示（緊急）の運用については、第1款の「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波災害警戒区域等に対し、避難指示（緊急）の発令にあたる。

（1）全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等から伝達を受けた津波警報等を、地域

衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。

- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示（緊急）を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

- (3) 避難指示（緊急）の伝達にあたっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所

避難先は、津波避難計画で定められた、津波災害警戒区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの指定緊急避難場所（津波時における一時避難施設）とする。

4 避難誘導

- (1) 住民等の避難誘導

津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

- (2) 米軍基地内への避難

米軍基地と連携して、米軍基地へ避難誘導する。

5 避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

1 広域一時滞在の協議等

- (1) 被災市町村の協議

市長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認める時は、被災住民の受け入れについて、他市町村長に協議する。

- (2) 知事への報告

市長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

- (3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受け入れ

市長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災

住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受け入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

市長は、受け入れの通知を受けた時は、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞在の終了

市長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認める時は、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

第7節 観光客等対策計画

(実施主体：総合総務対策部、経済産業対策部)

1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市とする。

なお、避難計画の基本的な事項は第6節「避難計画」のとおりである。

2 避難情報の伝達及び避難誘導

(1) 市の役割

市は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、津波災害警戒区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。また、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

運行中の車両等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡または地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 避難収容

(1) 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。県は、市から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。

また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅困難者対策

(1) 情報の提供

市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策

市及び県は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国及び（一社）沖縄県バス協会及び航空会社等と調

整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第8節 要配慮者対策計画

(実施主体：避難救護・医療対策部、市社会福祉協議会)

1 基本方針

地震や津波の災害が発生した場合、公的支援活動に制約があることから、要配慮者に対する避難支援活動は、自助・地域（近隣）の共助を基本としつつ、自助・共助による必要な支援が受けられない要配慮者の特定や計画的・組織的な避難支援を実施することが重要である。「浦添市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、地域の特性を活かして的確かつ迅速に避難支援活動が行われるよう、防災関係機関はもとより社会福祉協議会及び地域自治会や各種福祉関係団体などの諸団体と連携し、福祉の支援とともに自力避難が困難な方の安否確認など地域が主体となった取り組みを目指す。

2 浦添市地域防災計画の位置付け

市地域防災計画における各部（課）の班編成は、想定される災害対応内容を基本として編成されている。避難救護・医療救護対策部の構築にあたり、要配慮者の支援業務を的確に実施するためには、関係する複数課の協力作業とする必要があることから、福祉総務課、障がい福祉課、保護課、保育課、こども家庭課の5課の事務分掌に位置付ける。また、市防災計画と連動した要配慮者の具体的な支援活動を展開するために、「浦添市災害時要援護者避難支援計画」に沿って、今後、市防災計画の見直しにあわせて、随時検討を重ねながら、常に現状に即した内容を保持するよう努める。

3 要配慮者の範囲

一般的な要配慮者の範囲は、「高齢者、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、難病者、要介護認定者等の特に配慮を要する者（基本法第8条第2項第15号に加筆）」とされている。また、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するため、避難行動要支援者情報の収集・共有等について、本市の現状に照らし合わせ、要配慮者の範囲を明確にしつつ、重点的・優先的に進めていく。

(1) 災害時要援護者避難支援計画

災害時に自力での避難が困難と想定される対象者について「災害時等要援護者支援名簿」を作成する。

なお、災害時等要援護者支援名簿は災害対策法基本法第49条の10に定められた「避難行動要支援者名簿」に相当するものとする。

①災害時要援護者の範囲

区分	要援護者	判 定 区 分
高齢者等	高齢者	65 歳以上の独り暮らしの高齢者又は 65 歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の構成員
	要介護者	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 3 項に規定する「要介護者」の認定区分が要介護度 3 から 5 までの者で、介護保険施設等（グループホーム等の地域密着型サービス及び特定施設を含み、宅老所は含まない。）に入所していないもの
障がい者	身体障がい者	身体障害者福祉法（昭和 24 法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者手帳の等級区分が 1 級又は 2 級である身体障害者で、福祉施設等に入所していないもの
	知的障がい者	療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号構成事務次官通知）第 2 に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳の判定区分が A の判定を受けた者である知的障がい者で、福祉施設等に入所していないもの
	精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、自立支援医療（精神通院）受給者票の交付を受けている者で、「①自立生活能力が低い」「②単身世帯・高齢者世帯で援護者がいない」「③近隣に支援者がいない」以上の 3 条件を備えているもの
	難病者	身体障害者福祉法第 15 条 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者うち、障害種別がじんぞう機能障害又は呼吸器機能障害であって、病院等に長期入院していないもの
その他	その他必要と認める者	民生委員・児童委員が要援護者として認める者
		自治会組織及び自主防災組織が地域住民の同意を得て作成した「要援護者台帳」に記載されたもの
		上記に準ずる者として市長が認める者

②災害時等要援護者支援名簿の記載事項

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所または居所
- オ 電話番号とその他の連絡先
- カ 避難支援を必要とする理由
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

③災害時等要援護者支援名簿の作成方法

関係各部署が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約し名簿を作成する。

④災害時等要援護者支援名簿の提供先

支援に必要な範囲で以下の地域支援者に名簿を提供する。

- ・浦添市社会福祉協議会協議会
- ・浦添市民生委員児童委員連絡協議会
- ・自治会
- ・自主防災組織

⑤災害時等要援護者支援名簿の適正管理

災害時等要援護者支援名簿については、本市における情報セキュリティ関連規定を遵守する。また、名簿の提供にあたっては、提供先に個人情報の漏えい防止のため必要な措置を講じることを求める。

⑥災害時等要援護者支援名簿の更新

転入や転出、死亡等により災害時等要援護者の状況は常に変化することから、関係部局の情報を集約し、随時、災害時等要援護者支援名簿を更新する。

⑦災害時の情報伝達

要配慮者に対する重要な災害情報は、複数の伝達方法を確保し、要配慮者まで確実に伝達されるよう体制の整備を図る。

災害時には、防災行政無線や災害対策本部の広報担当等が広報車及び消防車両、その他自主防災組織等の人的ネットワークを活用して住民への非難及び注意等の広報を行います。以下のような要配慮者については、身体等の状況に応じた災害伝達機器が必要となるため、伝達機器等の普及促進を図る。

障がい区分	広 域 用	個 人 用
視覚障がい者	防災行政無線 自治会広報スピーカー FMラジオ局災害放送	緊急受信機器、携帯電話、 携帯ラジオ
聴覚障がい者	市役所・店舗等の電光掲示板による災害放送	ファックス、携帯電話（メール）、 文字放送テレビ
高齢者 肢体不自由者	防災行政無線 自治会広報スピーカー FMラジオ局災害放送	緊急受信機器、携帯電話、 携帯ラジオ、ファックス、 文字放送テレビ

※特に情報の伝達が困難な要配慮者に対しては、直接、要配慮者本人に災害情報を伝達できるよう、地域支援者等への円滑な情報伝達体制を整える。

⑧避難支援者の安全対策

災害時に自力で避難することができない要援護者については、それらを避難誘導する避難支援者が必要であるが、避難支援者はまず自身と周りの安全を確保し、できる範囲で要援護者の避難支援をするものとするが、避難支援者が要援護者の避難・救助について責任を負うものではない。

(2) 避難所の運営支援

各避難所の運営については、市本部を中心に各班が行うことになるが、特別な配慮を要する要配慮者が、身体介護や医療保険相談等の生活支援を受けられる体制が必要

であり、要配慮者やその家族等の意見や要望に適切に対応するための相談窓口を設けるなど、安心して避難生活ができる体制の整備を進める。

①要配慮者支援スペースの確保

避難所に指定される小中学校等に、要配慮者が介護や医療や保険に関する相談を受けることのできるエリアを設け、(仮称)要配慮者等支援所(室)を設置する。

ア 相談窓口の設置

イ 入浴介助や授乳等を行うためのスペース確保

ウ 要配慮者用の仮設トイレやポータブルトイレの配備など

②民間福祉施設との連携

特別養護老人ホーム等の介護施設で、災害時に介護の必要度の高い避難行動要支援者等の一時避難所として協力が可能な施設に対して事前に協定書を締結するなど、避難所での支援が困難な要配慮者の受け入れ体制を整備する。

③医療施設と連携

要配慮者の範囲とした透析患者等の難病者に適切な医療サービスが提供できるよう、浦添市医師会等と連携し、治療行為が可能な病院等に対して事前に協定書を締結するなど、避難所での支援が困難な有病者の受け入れ(通院治療)体制を整備する。

④医療支援スタッフの確保

浦添市医師会や地域の医療機関、訪問看護事業所等との連携のもと、保健師や看護師OB等の登録制度を設けるなど、災害時の避難所において要配慮者の健康管理や医療相談等に当たる医療支援スタッフの体制を整備する。

⑤情報伝達体制の整備(避難所内)

避難所での情報収集や相談支援が困難な要配慮者に対して支援を行うために、聴覚障がい者には、「浦添市手話通訳者連絡会」等の協力により対応できる体制を整備し、視覚障がい者には、ガイドヘルパーの派遣や各避難所に受信用機器や情報通信機器等の整備を図る。

※ヘルパー等介護のケアスタッフは、「市民総ヘルパー作戦」を合言葉にボランティア養成講座等(社会福祉協議会主催)を通して身体介護に関する知識を広く市民に普及することに努め、福祉総務課と社会福祉協議会とで人材の育成を進める。また、③及び④の看護師等の医療関係スタッフ確保及び医療体制(連携)については、避難所全体の運営体制(災害対策本部)の事務分掌中に位置付け、健康づくり課において対応する。

(3) 外国人への支援

市は、独立行政法人国際協力機構沖縄国際センター等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第9節 安否情報の収集計画

(実施主体：総合総務対策部)

被災者の安否情報等についてそれぞれの分担事務、または業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図れるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

1 基本方針

(1) 安否情報の種類、収集及び報告

市は、大規模災害により死亡または負傷した住民の安否情報に関して、収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續等の整備を図る。

①収集すべき情報

ア 避難住民（負傷した住民も同様）

(ア) 氏名

(イ) フリガナ

(ウ) 出生の年月日

(エ) 男女の別

(オ) 住所

(カ) 国籍

(キ) (ア)～(カ)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

(ク) 負傷（疾病）の該当

(ケ) 負傷または疾病の状況

(コ) 現在の居所

(サ) 連絡先その他必要情報

(シ) 親族・同居者への回答の希望

(ス) 知人への回答の希望

(セ) 親族・同居者・知人以外の者への回答または公表の同意

イ 死亡した住民

（上記(ア)～(キ)に加えて）

(ク) 死亡の日時、場所及び状況

(ケ) 遺体が安置されている場所

(コ) 連絡先その他必要情報

(サ) (ア)～(コ)を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握する。

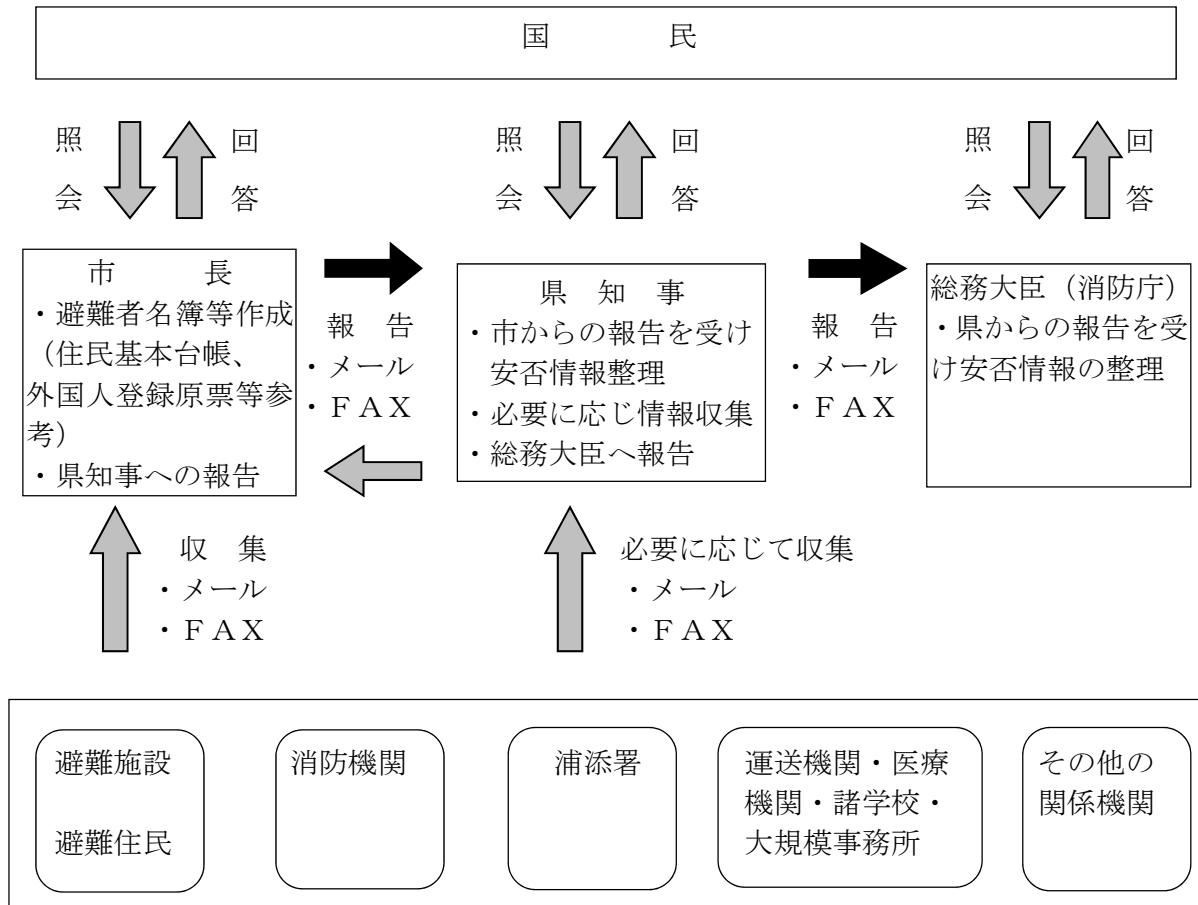
(4) 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集提供を行うにあたっては、その緊急性や必要性を踏まえて行

うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、以下のとおりである。

■安否情報の収集の流れ



2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、浦添署への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報は、様式第1号及び様式第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によるものとする。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のため保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定か

でない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

3 県に対する報告

市は、県への報告にあたっては、原則として、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

4 安否情報の照会に関する回答

（1）安否情報の照会の受付

①市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市本部を設置すると同時に住民に周知する。

②住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

（2）安否情報の回答

①市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用される恐れがないと認める時は、様式第5号により、当該照会に係る者が大規模災害等により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。

②市は、照会に係る者の同意があるときまたは公益上特に必要があると認める時は、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社沖縄支部の要請があった時は、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっては、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

※資料編〔様式〕【安否情報】

○様式第1～5号

第10節 消防計画

(実施主体：消防救助対策部)

この計画は、浦添市消防長（以下「消防長」という。）に委任する。

1 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

消防組織図は、表－1のとおりとする。

(2) 消防施設の整備充実

市内における諸災害発生に対処するため年次計画を作成する。器具、器材の整備等のほか、人員の現況、消防車両・艇現有一覧を資料編に示す。

※資料編〔消防関係〕

- 消防車両・艇現有一覧
- 消防機械器具一覧（救助器具）
- 消防水利の現況

2 火災予防査察

予防査察は、多数の者が勤務し、または出入りし収容する建物及び危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等を重点的に随時実施し、一般建物等については春秋に行われる全国火災予防運動に呼応して一斉に実施するものとする。

3 防火対策物の防火対策

資料編に掲げる防火管理者を必要とする防火対象物の所有者、占有者、管理者等の権限を有する者に対し、それぞれの防火管理者として当該防火管理についての消防計画を作成させ、かつ、避難訓練通知書等の届出を励行させるものとする。

※資料編〔消防関係〕

- 消防法施行令別表第1

4 危険物貯蔵所等の防火対策

危険物貯蔵所等は、危険物施設一覧のとおりとし、それぞれの位置、構造設備、警報設備等は危険物規制の政令基準どおり実施させるものとする。なお、危険物取扱者は、危険物の貯蔵取扱い運搬方法について政令基準どおり実施するものとする。

※資料編〔消防関係〕

- 危険物施設一覧

5 火災の出動

火災または諸災害発生時に対応するため、消防隊の出動は資料編のとおりとする。

(1) 消防体制・出動の確立

- ①消防署は、常に市内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の体制を保つものとする。
- ②火災またはその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。

- ③消防団員は、定期訓練等を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる体制をとることとする。団員の出動は、サイレン及び電話連絡等をもって行うものとする。
- ④火災または諸災害発生時に対処するため、消防隊の出動は別に定める命令によるものとする。

6 救助・救急活動

指揮者はまず要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施し、要救助者がいれば各隊は協力して救急隊との連携のもと、救助活動に全力を投入する。

なお、火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとするが、状況により消防車または現場付近の車両をもって行うものとする。

7 火災警報

火災に関する警報は、概ね以下の事項のいずれかに該当する気象状況において、必要と認めたとき発するものとする。

- (1) 実効湿度が60%以下であって、最小湿度が40%以下となり、最大風速が7メートル以上の見込みのとき。
- (2) 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨中は発令しないこともある。)

8 火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査の結果は、市長へ消防長からの報告を確認するものとする。

9 相互応援計画

(1) 県内市町村間の相互応援

市町村において各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、県下全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

(2) 他都道府県による応援

①消防庁長官への要請

災害等非常事態が発生した場合において県内の消防力をもってこれに対処することができないとき知事は、総務省消防庁長官に対し以下の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請するものとする。(消防組織法第44条)

ア 災害の発生日時・場所・概要

イ 必要な応援の概要

ウ その他参考となるべき事項

②緊急時における消防庁長官の措置

災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があるにもかかわらず、通信の途絶などにより知事との連絡を取ることができないとき、消防庁長官は、知事の要請を待たずに、他の都道府県知事に対し、消防の応援のため必要な措置を取ることを求めることができる。

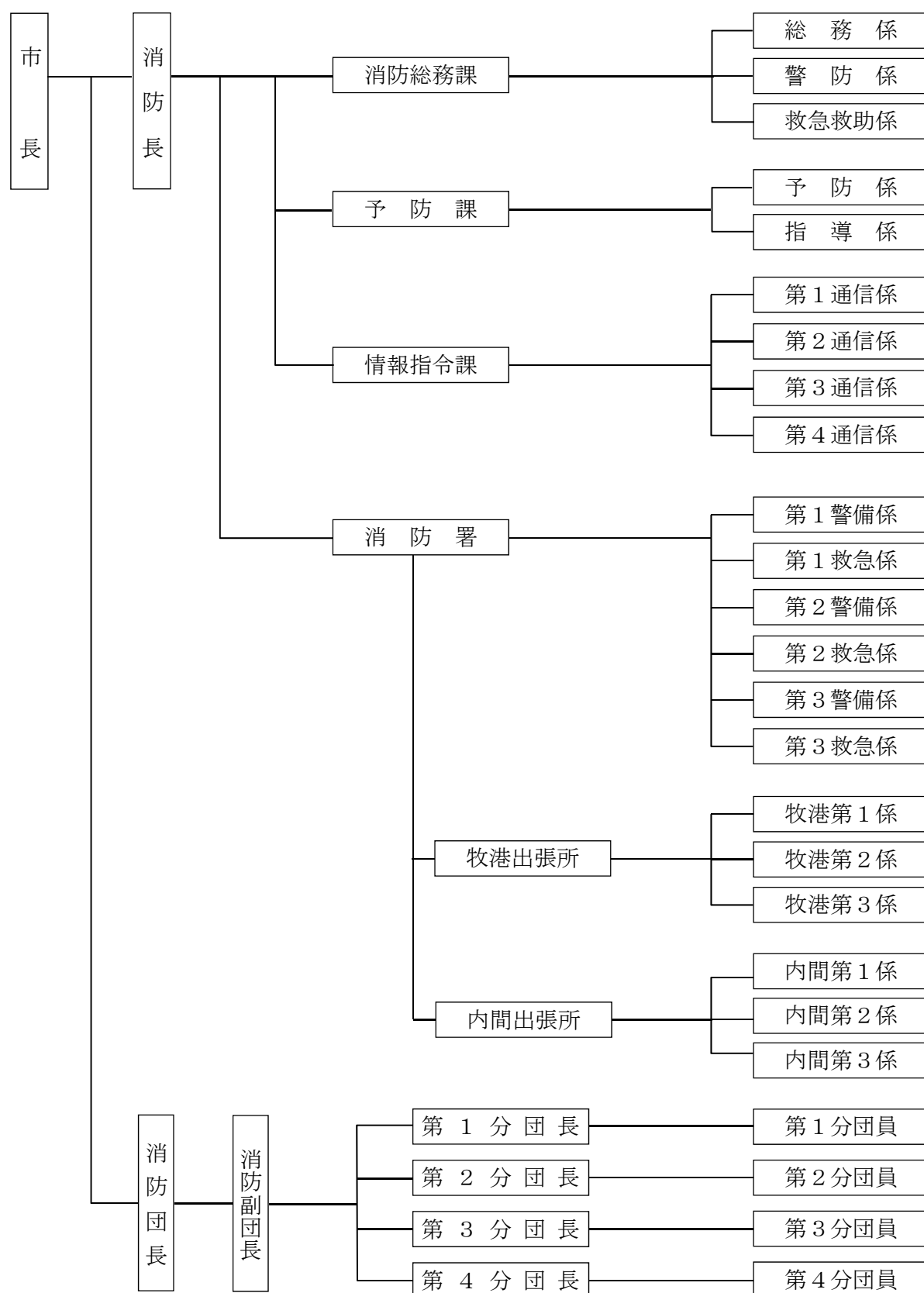
10 非常事態における知事の指示

- (1) 知事は、災害等の非常事態の場合において緊急の必要がある時は、市長または消防長に対して災害防御の措置について必要な指示を行うものとする。(消防組織法第43条)
- (2) 知事は、危険物等に関する当該規制事務について権限を有する者に対して当該危険物等の製造施設貯蔵所の使用の停止及び危険物等の引渡し、移動、詰め替え等の禁止または制限などの保安措置を要請するものとする。

11 水利状況の把握

消防職員は、地域の消防対策に臨機応変にあたるためには消防水利等の状況を十分把握しておかなければならない。

■浦添市消防組織図



第11節 救出計画

(実施主体：消防救助部)

災害時における救出活動は、以下によるものとする。

1 実施責任者

市をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の方法

被災者の救出は、市消防本部または消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と協力して救出に必要な器具を借り上げる等情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 市

①市は、本来の救助機関として救出にあたるものとする。

②市は、当市のみでは救出が実施できないと判断した場合は、隣接市町村、警察へ応援を求めるほか、県を通して自衛隊へ派遣要請を行う。また、沖縄県緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 警察

警察は、救出の応援要請があった場合または警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。

(3) 県

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合、又は市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県等に対し応援を要請する。また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

(4) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救助に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用するとともに、沖縄県建設業協会、浦添建設業友の会等との協定や民間業者に対し救出に必要な重機配備を要請する等の方法により、救出用資機材を調達するものとする。

(1) 救出・救助活動の成功のポイント

- ①要救出・救助現場の早期把握
- ②要救出・救助現場に対する人員の投入
- ③要救出・救助現場に対する資機材の投入
- ④救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

※災害救助法が適用された場合

1 対象者

災害によって早急に救出しなければ生命若しくは身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者を検索し、救出を要する者。

なお、救出を必要とする状態にある場合を例示すると、概ね以下のとおりである。

- (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (2) 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (3) 水害に際し流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- (4) 船舶が遭難し乗客などの救出が必要な場合
- (5) 山津波により生き埋めとなったような場合

2 救出の費用及び期間

(1) 費用

- ①借上費（救出に直接必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費）
- ②修繕費（救出に使用した機械器具の修繕費）
- ③燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代）

(2) 期間

災害発生の日から3日以内。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

※資料編〔様式〕【被害調査関係】

- 災害調査票
- 集計表

※資料編〔様式〕【災害救助法関係】

- 災害救助法様式1、1の2、1の3、2、3

4 惨事ストレス対策

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 医療救護計画

(実施主体：避難救援・医療対策部、浦添市医師会)

災害時における医療救護は、以下によるものとする。

第1款 医療及び助産

災害のため、医療機関の機能が停止し、または著しく不足し若しくは混乱した場合における医療及び助産の実施は、以下によるものとする。

1 医療救護の実施

(1) 実施責任者

災害時における医療救護は、医療班等を編成し医療関係機関の協力を得て市長が行う。

ただし、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字沖縄県支部、浦添市医師会その他医療関係機関の協力を得て行うものとする。

災害救助法の適用があった場合は、知事が実施するものとするが、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができない時は、市長が実施する。

(2) 応急医療の方法

①情報の収集

県、市及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

(3) 医療班等の出動要請

市は、浦添市医師会及び医療機関等に医療班の派遣を要請する。また、県や他の市町村に応援を要請する。

(4) 医療班等の編成

医療班等の編成については、下表を基本とする。

機 関 名	名 称	構 成 人 員	備 考
浦添市医師会 市内各医療関係機関	浦添市医療班	医師 1人 保健師、助産師又は看護師 (准看護師を含む。) 3人 事務職員 1人	必要により運 転手等 助手1人 計6人を基準
保健所 県立病院 日本赤十字社 国立病院機構等 他市町村	保健所医療班 県立病院医療班 日赤沖縄県支部救護班 協力医療班 市町村医療班	医師(班長) 1人 保健師、助産師、看護師 (准看護師を含む) 3人 事務職員 1人 運転手 1人	計6人を基準

(5) 医療の範囲

①診療

②薬剤または治療材料の支給

③看護

- ④移送
- ⑤処置（手術その他の治療及び施術）
- ⑥病院または診療所への収容
- （6）医療の費用
医療救護のため支出する費用は、医療班等による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費の実費とし、一般の病院または診療所による場合は社会保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。
- （7）医療救護所の設置
現地における応急的医療施設その他医療機関を医療救護所として利用し、トリアージ及び応急手当を行う。
- （8）県から派遣された医療救護班等への支援
県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。
- （9）委託医療機関等による医療
医療班による救護ができない者または医療班による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所及び以下に掲げる委託医療機関において救護を行うものとする。
 - ①救助法適用市町村の区域内の病院または診療所における入院治療施設
 - ②①の区域に隣接する市町村の区域内の病院の入院治療施設
- （10）救急搬送
傷病者の搬送は、原則として市の保有する車両及び消防機関の救急車両等により行う。
県は、道路の不通や離島等へのヘリコプターでの搬送が必要な場合において、市及び医療機関等からの要請に基づいて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部または米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

2 助産体制

- （1）実施責任者
災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、知事が実施するものとする。
- （2）助産の方法
 - ①医療救護班等による助産
 - ア 助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班があたるものとする。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うこともさしつかえないものとする。
 - イ 医療救護班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記1における医療救護の実施の場合と同様である。
 - ②委託助産機関による助産
医療救護班等による救護ができない者または医療救護班等による救護が適当でない者については国立及び公立の病院、診療所、助産所並びに委託助産機関において救護を行うものとする。

(3) 医療、助産の費用及び期間

区 分	費 用	実施期間
医 療	① 医療救護班による場合 薬剤、治療材及び破損した医療器具の修繕費の実費 ② 一般の病院または診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ③ 施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日 から14日以内
助 産	① 医療救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 ② 助産師による場合 慣行料金の80%以内	分娩した日か ら7日以内

(4) 救護所の設置

設置区分	設 置 基 準
救護所	診療所、その他医療機関を事前協議の上、救護所として利用設置するものとする。
臨時救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、本部長の指示により避難場所・避難所（学校・公民館等）のり災者の収容施設、り災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所を臨時に設置するものとする。

第2款 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

1 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

(1) 目的

突発的な災害等により、傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

(2) 救急医療の対象と範囲

①対象

救急医療の対象とする災害は、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象または大規模な火事・爆発・放射性物質等の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故等、災害対策基本法に規定する災害及びこれに準ずる災害または事故により、傷病者が概ね50人以上に及ぶ災害とする。ただし、災害発生場所、医療施設の状況等市の実状により市において引き下げ若しくは、引き上げることができる。

②範囲

傷病発生と同時に現場で行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお、現場において死に至った場合の死体の検案、洗浄、

縫合等の措置も含むものとする。

(3) 救急医療体制の確立

①関係機関、団体における活動体制

各関係機関及び団体は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう相互間における連絡、協力に万全を期するとともに、その活動体制について確立を図るものとする。

市、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等を整備することにより、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努めるものとする。

なお、各機関・団体における業務内容は、関係法令及び防災計画によるもののほか以下のとおりとする。

ア 市

(ア)現場における応急的医療施設の設置及び管理

(イ)傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整

(ウ)日赤地区長、分区長に対する出動要請

(エ)浦添市医師会に対する出動要請

イ 警察

(ア)傷病者の救出及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整

(イ)交通の確保

(ウ)傷病者等の住所・氏名等の確認

ウ 第十一管区海上保安本部

(ア)海上における傷病者の救出・搬送

(イ)琉球水難救済会に対する連絡及び協力要請

(ウ)傷病者等の住所・氏名等の確認

エ 自衛隊

(ア)傷病者の救出及び搬送の支援

(イ)救助物資の輸送支援

オ 企業体等

(ア)現地における応急的医療施設の設置及び管理

(イ)傷病者等の住所・氏名等の確認

カ NTT西日本沖縄支店

緊急臨時電話の架設

キ 沖縄電力株式会社

電源の確保

②現地事故対策本部の設置

ア 救急医療を実施するために、現場に現地事故対策本部を設置するものとする。

この場合、救急医療対策に従事する各機関、団体及び企業体等は本対策本部にそれぞれの班として所属するものとし、それぞれの業務に従事するものとする。

イ 現地事故対策本部長は、知事が県の職員のうちから任命するものとし、班長はそれぞれの機関、団体及び企業体等の長が任命するものとする。

(4) 災害発生の通報連絡

①企業体等における災害発生時の責任者または災害の発見者は、直ちにその旨を市または警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

②通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

③通報を受けた市長は、その旨を浦添市医師会へ通報連絡するものとする。

- ④通報連絡を受けた浦添市医師会は、速やかに関係医療施設に連絡するものとする。
- ⑤通知を受けた海上保安官は、琉球水難救済会及び関係漁業協同組合へ通報連絡するものとする。
- ⑥通報の内容は以下のとおりである。
 - ア 事故等発生（発見）の日時
 - イ 事故等発生（発見）の場所
 - ウ 事故等発生（発見）の状況
 - エ その他参考事項
- (5) 医師等医療関係者の出動
 - 市長は、事故の通報連絡を受けた時は、直ちにその規模・内容等を検討し、日赤区長、分区長及び浦添市医師会長へ医療班を要請する。
 - 要請を受けた日赤地区長、分区長及び浦添市医師会長は直ちに医療班を派遣するものとする。
- (6) 傷病者の搬送
 - 災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。なお、搬送に必要な車両等の確保については第13節 交通輸送計画によるものとする。
- (7) 傷病者の収容
 - 傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、市及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、または学校・公民館等の収容可能な施設の確保を図るものとする。
- (8) こころのケア
 - 大規模な災害において大多数の被災者が精神的ダメージを受け、市内におけるこころのケアが必要となることが予測されることから、県と連携を図りながらこころのケア対策を実施するものとする。
- (9) 医療材料等の確保
 - 傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので、県、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会において十分配慮するものとする。
- (10) 費用の範囲と負担区分
 - ①費用の範囲
 - 費用とは出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。
 - ②費用の負担区分
 - ア 傷病事故の発生原因が、地震、暴風雨等の自然現象により発生する自然災害の場合は市が負担するものとする。
 - イ 公的及び私的の企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、事故発生責任を負う企業体が負担するものとする。
 - ウ 人為的または自然災害ともとられるもので、災害発生の責任所在が不明なものによる場合は、救助法の適用がない場合には第一時的責任を有する市が負担するものとする。
 - エ 前各号について救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。
 - ③費用の額
 - 医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則（昭和47年規則第19号）に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

(11) 補償

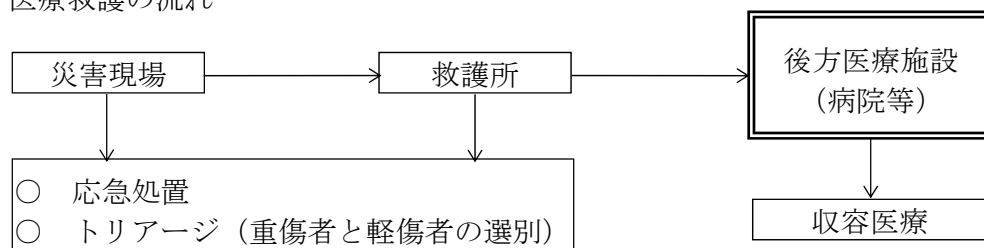
出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害救助法の規定及びこれらに応じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

※資料編〔様式〕【災害救助法関係】

- 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表
- 災害救助法様式 12 救護班活動状況
- 災害救助法様式 13 病院診療所医療実施状況
- 災害救助法様式 14 助産台帳

2 医療救護の流れと体制確立

(1) 医療救護の流れ



※後方医療施設：救護所では困難な重病・重症患者等の処置、治療を行う。
(常設の公立、救急指定病院)

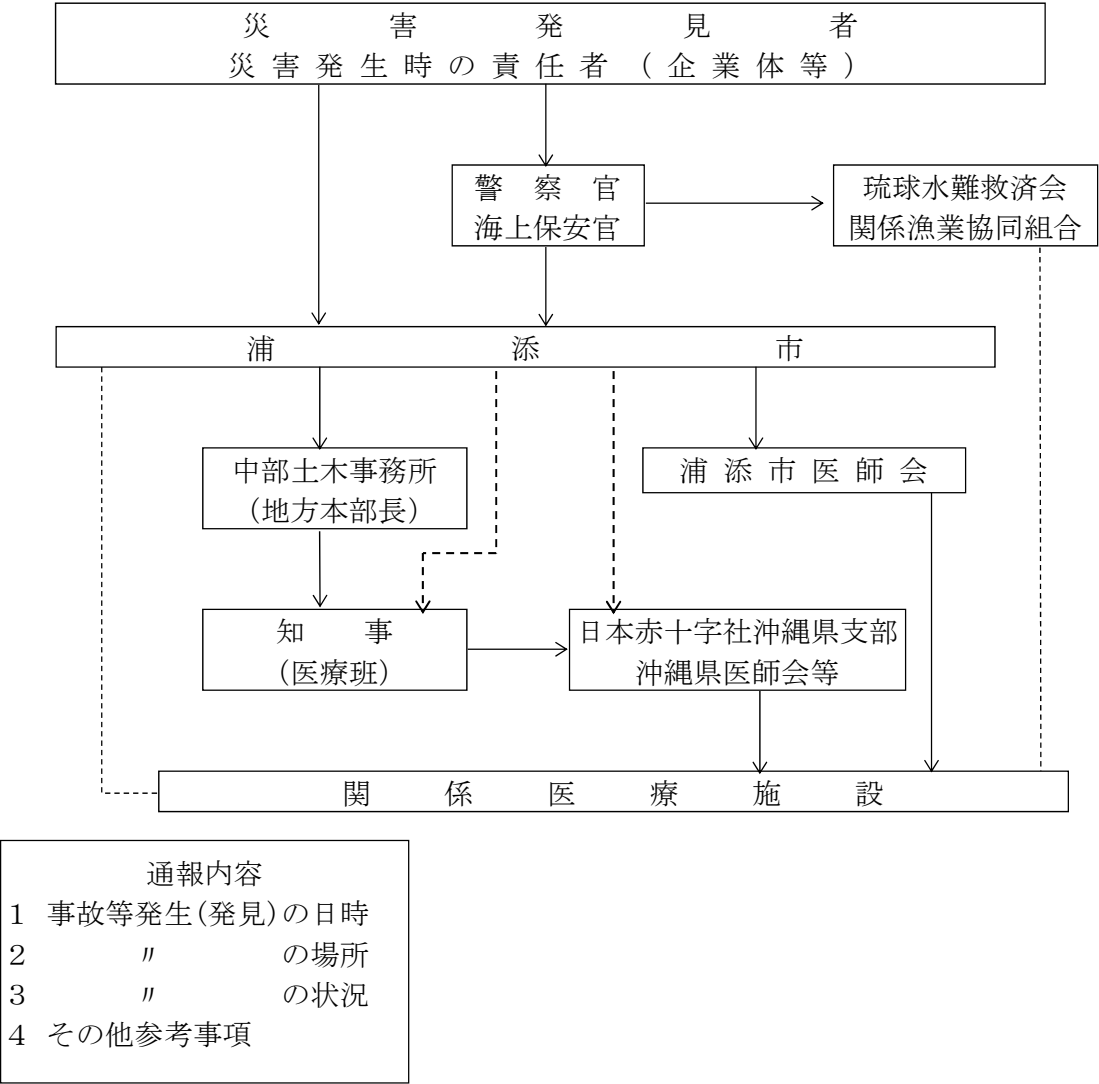
(2) 救急医療体制の確立

各関係機関及び団体は、相互間の連絡・協力に万全を期すことで、災害時の救急医療を迅速かつ的確に実施するものとする。

(3) 本市の業務内容

- ①現地における応急的医療施設の設置並びに管理
- ②傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ③日本赤十字社沖縄県支部地区長、分区長に対する出動要請
- ④浦添市医師会に対する出動要請

(4) 災害発生時の通報連絡系統



※資料編〔情報連絡関係〕
○災害時医療救急連絡系統図

第13節 交通輸送計画

(実施主体：水防砂防対策部、浦添警察署、海上保安庁)

災害時における交通の確保並びに被災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は以下によるものとする。

1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行うものとする。なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 交通の規則

実施責任者		規制種別	根拠法
陸上	道路管理者	危険箇所	道路法に基づく規制「道路法第46条」 ○災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認められた時は、道路管理者が交通を禁止し、または制限するものとする。
	県公安委員会	危険箇所	道路交通法に基づく規制「道路交通法第4条」 ○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる時は、公安委員会は歩行者または車両の通行を禁止し、または制限するものとする。
		災害緊急輸送	災害対策基本法に基づく規制「災害対策基本法第76条」 ○県公安委員会は、災害が発生しまたは発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める時は、道路の区間(災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域または道路の区間)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限するものとする。
海上	海上保安本部	特定港内及び危険箇所	港則法等に基づく範囲「港則法第37条等」 ①船舶交通安全のため必要があると認めるとき。 ②海難の発生、その他の事情により特定港内において、船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、または混雑緩和に必要なとき。 ③海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況からやむを得ないと認めるとき。

(2) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は第29節 公共土木施設応急対策計画の定めるところによるものとする。

(3) 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。
ただし、以下の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- ①災害の範囲が広域にわたり、車両の確保配分について調整を必要とする場合
- ②輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合
- ③公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

(4) 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画(平成23年3月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会)における重要道路(第1次緊急輸送道路)は、資料編のとおりである。

なお、緊急交通路は、沖縄自動車道(許田IC～那覇IC) 那覇空港自動車道(名嘉地IC～西原JCT)の2路線である。

※資料編〔輸送関係〕

○沖縄県緊急輸送道路

2 交通の規制

(1) 実施責任者・規制の種別

災害時における交通の規制、緊急輸送等は各範囲の責任者とし、相互協力を図りながら被災者、応急対策要員及び応急対策物資の緊急輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、市長が行う。

(2) 危険箇所における規制

県、市または県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止または制限する必要があると認める時は、通行の禁止または制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規則(基本法第76条)

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するものまたは、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認める時は、以下により適切な措置をとるものとする。

①緊急輸送機関の措置

市長は、被災地において緊急輸送を実施しようとする場合は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

②県公安委員会の措置

県公安委員会は、①の連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する必要があると認める時は、以下の措置をするものとする。

ア 緊急通行車両以外の通行禁止または制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。

イ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限しようとする時は、あらかじめ当該道路管理者に禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがない時は、事後において速やかに通知するものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、本市において緊急通行車両の事

前届出書を知事または県公安委員会に提出させ、審査の上、届出済証を受けるものとする。

(5) 緊急通行車両の標章及び証明書

知事または県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、以下により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

①使用者の申し出

緊急輸送に車両を使用しようとする者は、知事または県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

②証明書等の交付

知事または県公安委員会は、①の申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

また、届出済証交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、確認のための審査を省略する。

(6) 標章の提示

(5)の②により、交付を受けた標章は、当該車両の見やすい箇所に提示するものとする。

(7) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止または制限（以下「通行禁止等」という。）を行った時は、基本法第76条の規定に基づき、直ちに、通行禁止等に係る区域または道路の区間その他必要事項を周知させるものとする。

(8) 車両の運転者の責務

基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われた時は、車両の運転者は以下の措置をとらなければならない。

①道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。移動させることが困難な時は、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

②区域に係る通行禁止等が行われた場合

車両を道路外の場所に移動させる。移動させることが困難な時は、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

③警察官の指示を受けた時は、それに従う。

(9) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

①警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域または道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認める時は、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないときまたはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

②災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、または自ら当該措置をとった時は、直ちに、その旨を、当該命令をし、または措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(10) 道路管理者の措置

市は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するために緊急を要する時、または県公安委員会から要請を受けた時は、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等には、自ら車両の移動等を行うものとする。

※資料編〔輸送関係〕

○車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

3 緊急輸送

(1) 道路輸送

①車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、概ね以下の順位によるものとする。

- ア 応急対策を実施する機関に属する車両等
- イ 公共的団体に属する車両等
- ウ 営業用の車両等
- エ 自家用の車両等

②車両等の確保

車両等を確保する必要がある場合は、総合・総務対策部に対し、その確保を要請する。

③民間車両による輸送

ア 市及び県における措置

市において必要な車両確保が困難な場合、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっ旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

イ 費用の基準

(ア) 輸送業者による輸送または車両の賃借料は、通常の料金とする。

(イ) 官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担するものとする。

④燃料の確保

県または市において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(2) 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、または海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施するものとする。

特に緊急の場合における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶または第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるものとする。

①県有船舶による輸送

県有船舶による輸送を必要とする時は、県（総括情報班）に対し、以下の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を必要とする船舶数
- エ 応援措置事項
- オ その他参考となるべき事項

②第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

市長は、第十一管区海上保安本部所属船艇による輸送を必要とする時は、知事（総括情報班）に対し要請及び要請後の措置を行う。（「第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準ずる。）

③民間船舶による輸送

市長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

（3）空中輸送

①空中輸送の実施及び要請等

災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。また、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請については、「第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準ずるものとする。

②ヘリポートの整備

空中輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着または飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図るものとする。

（4）緊急輸送の対象

①第1段階

- ア 救助、救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

②第2段階

- ア 第1段階の継続
- イ 生命維持に必要な物資（食料・水等）
- ウ 傷病者、被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資

③第3段階

- ア 第2段階の継続
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

4 広域輸送拠点の確保

県は、自ら確保した物資及び県内外からの救援物資を受け入れ、市町村に輸送するために、空港や港湾に近接する施設または空地に広域輸送拠点を確保する。

市は、救援物資の受入れのために、施設または空地に輸送拠点を確保する。

※資料編〔輸送関係〕

- 市所有車両状況一覧
- ※資料編〔様式〕【災害救助法関係】
 - 災害救助法様式 22 輸送記録簿

第14節 治安警備計画

(実施主体：浦添警察署)

災害時における治安警備活動は以下によるものとする。

- 1 警察が行う災害時における治安警備活動のうち、本市に関係のある事項は、「沖縄県地域防災計画」及び「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」並びに「浦添警察署災害警備計画」によるものとする。
- 2 市長は、災害応急対策に関する措置をとる時は警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
- 3 市長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
- 4 市長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。

第15節 災害救助法適用計画

(実施主体：全対策部)

救助法に基づく被災者の救助は、以下によるものとする。

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合市長は知事の補助機関として実施するものとする。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要と認める時は、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が委任を受け、実施することができる。(救助法第13条)

(救助の種類)

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 被災者の救出
 - (6) 被災した住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 死体の搜索及び処理
 - (11) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- なお、救助法の適用に至らない災害についての被害者の救助は、市防災計画に定めるところにより市長が実施するものとする。

2 救助法の適用基準

本市における救助法に基づく救助は、以下に掲げる被害のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに適用される事項に該当するものである。

- (1) 本市の被害世帯数が100世帯以上
 - (2) 県内全域の被害世帯数が1,500世帯以上で、うち本市内50世帯[(1)の1/2世帯]以上
 - (3) 県内全域の被害世帯数が7,000世帯以上で、本市の被害状況が特に救助を要する状態
 - (4) 以下の被害のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき
 - ①災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情(災害が隔絶した地域に発生したものである等)がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき
 - ②多数の者が生命または身体に危険を受け、または受けるおそれが生じた場合
- (注) 被害世帯とは、全壊(焼)、流失等により住家の滅失した世帯の数をいい、住家が半壊(焼)及び床上浸水等により被害を受けた場合は、一世帯をそれぞれ半壊(焼)にあつては全壊(焼)、流失等の2分の1世帯、床上浸水にあつては3分の1世帯として換算する。

3 救助法の適用手続き

(1) 市

- ①災害に際し市における被害が2の救助法の適用基準のいずれかに該当するときには、救助法に基づく災害救助事務取扱要領により市長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- ②災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができない時は、市長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 県

- ①知事は、市長からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めた時は、直ちに救助法に基づく救助の実施について市長に通知するとともに関係行政機関、内閣総理大臣に通知または報告するものとする。
- ②救助法を適用した時は、速やかに公告するものとする。

4 救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

(1) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）別表第1に基づく。

(2) 実費弁償の方法及び程度

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）別表第2に基づく。

※資料編〔様式〕【災害救助法関係】

- 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表
- 災害救助法様式1～22

第16節 給水計画

(実施主体：配水給水対策部、消防救助対策部)

災害のため、飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、以下によるものとする。

1 実施責任者

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者への給水は、救助法が適用された場合、県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認める時は、市が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めた時は、市が実施する。配水給水対策部が消防救助対策部の協力を得て、担当する。

2 供給対象者

この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地域においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であってもよい。反対に被災者であっても自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

3 供給の方法

(1) 給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。

(2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をした後に使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部署において塩素の残留効果を適時測定するものとする。

(3) 供給の方法は、市の配水池及び県の調整池（以下「配水池等」という。）を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

①貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送するものとする。

②配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。

③ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水するものとする。

(4) 給水の方法として、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等、現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

①ろ水器によるろ過給水

ア 給水能力、範囲等を考慮のうえ、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過した後、塩素剤による消毒を行うものとする。

イ ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

②容器による搬送給水

ア 飲料水を、給水車等で搬送し給水する。

イ 状況に応じ、他の水道事業者と協議して取水基地、取水計画等を定めるものとする。

ウ 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

4 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

5 給水用機械器具の状況

応急給水用機械の種別及び能力等は資料編に示す。

※資料編〔避難施設・物資等〕

○応急給水用機械の種別及び能力等

6 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて市管工事事業協同組合等の応援を求めるものとする。

第17節 食料供給計画

(実施主体：総合総務対策部、避難救護・医療対策部、水防砂防対策部、自治会)

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は以下によるものとする。

1 実施責任者

災害時における食料の供給は、救助法が適用された場合、知事または知事から委任された市長が実施する。救助法が適用されない場合にあっても、市長が供給の必要を認める時は市長が実施する。

2 食料の調達

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できない時は、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

3 食料供給活動

(1) 食料の集積（保管）場所及び管理・輸送

食料の集積（保管）場所は、浦添運動公園内屋内運動場とし、管理及び輸送は総合総務対策部物資班が行う。

(2) 食料の配給

配給する食料は、災害発生第1～2日目は、備蓄食料等を基本とし、第3日以降は、炊出し、救援物資等により行う。

配給は避難所担当班が主導し、避難者、地域住民、自主防災組織等の協力をもって行う。

配給の際は、物品受払い簿を作成するものとする。

※資料編〔様式〕【避難関係】

○物品受払い簿

4 被災者に対する応急炊出し及び食料品の給与

(1) 給与の方法

①炊出し及び食料品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

②救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情などによっては食品業者から確保した弁当、パンまたはおにぎりとする。

③炊出しは、各避難所において避難・救護対策部が行い、必要に応じ婦人会及び自治会等の協力を得て行うものとする。

④炊出し及び食料品給与のために必要な原材料、燃料等は、販売業者から調達する。

⑤炊出し施設は可能な限り、学校などの調理室または実習室等既存施設を利用するものとし、できるだけ避難所と同一施設または避難所に近い施設を選定して設けるものとする。

⑥炊出し施設の選定は、あらかじめ所有者または管理者から了解を受けておくものとする。

⑦炊出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

(2) 給与の種別、品目及び数量

①種別

- ア 炊出し（乳幼児のミルクを含む。）
- イ 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する。）

②給与品目及び数量

- ア 給与品目は米穀またはその加工品及び副食品とする。
- イ 給与数量は、1人1日精米換算300g以内とする。副食品の数量については制限しない。

5 要配慮者等に配慮した食料の給与

市は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の備蓄・給与に努めるものとする。

6 食料の需要の把握

避難救護・医療対策部統括班は、開設避難所と連絡を行い、食料の需要を把握する。
災害応急対策活動従事者の人数は総合総務対策部職員班が調査する。

7 個人備蓄の推進

市は、市民にインスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を3日間程度、個人において準備しておくよう、広報していくものとする。

8 供給対象者

- (1) 避難指示等に基づき、避難所に収容された人
- (2) 住家が被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水）を受け、炊事が不可能な人
- (3) 住家が被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する人
- (4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- (5) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能な人
- (6) 災害応急対策活動従事者

第18節 生活必需品供給計画

(実施主体：総合総務対策部、避難救護対策部)

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、以下によるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

救助法が適用されない場合にあっては、市長が必要と認める時は、市長が実施する。なお、物資の管理及び輸送は、総合総務対策部物資班が担当する。配給については、避難所の担当班が主導し、避難者、地域住民、自主防災組織の協力をもって行う。

2 給与または貸与の方法

被服、寝具その他生活必需品物資は、当該物資等の配分計画をたて、被害別及び世帯の構成員数に応じ給与または貸与するものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

3 給与または貸与の品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる以下の品目とする。

(品目例) 寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

4 物資の調達

- (1) 物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により物資を調達するものとし、必要量が確保できない時は、県及び他の市町村に対し応援を要請する。
- (2) 物流業者との協定（災害時における物資の供給に関する協定）に基づき、食料品、生活用品、衣料品、その他、市が指定する物資等について供給要請を行うものとする。

5 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の受入れ

市は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

市で救援物資の受入れができない場合は、県が市のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受け入れルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

(3) 救援物資の受入れ方法

県が救援物資を行う場合は、以下のとおりとする。

- ①市のニーズに合わせて必要な時期に必要な物資を提供されるよう調整する。
- ②広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。

- ③広域輸送拠点での受入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。
- ④市からの要請に基づき、トラック、ヘリコプターまたは船舶等で輸送する。

6 個人備蓄の推進

市民に災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持出品として個人において準備しておくよう、広報していくものとする。

7 生活必需品物資等の給与及び貸与

給与・貸与の基準（救助法を基本とする。）

■生活必需品 給与・貸与の基準

区 分	給与・貸与の範囲
対象者	(1) 災害により住家に災害を受けた者。(住家の被害程度は全・半壊(焼)、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者。) (2) 船舶の遭難等により被害を受けた者。 (3) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具をそう失した者。 (4) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。
品 目	給与及び貸与する物資等は、以下に掲げる範囲内において現物をもって行う。 (1) 寝 具……就寝に必要な最小限度の毛布等 (2) 衣 類……上着、下着等 (3) 身廻り品……タオル、手拭い、靴、傘等 (4) 炊事道具……鍋、釜、包丁、食器類、コンロ等 (5) 日 用 品……石鹸、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨等 (6) 光熱材料……マッチ、ろうそく等 (7) そ の 他……懐中電灯、ラジオ等
費 用	被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯あたりの費用を算出する。(救助法に基づく)
期 間	災害発生の日から10日以内とする。(ただし、市長が認めた場合期間延長あり)

※資料編〔様式〕【災害救助法関係】

○災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

第19節 感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画

(実施主体：市民環境対策部、避難救護・医療対策部)

災害時における被災地の感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容は以下によるものとする。

1 感染症対策

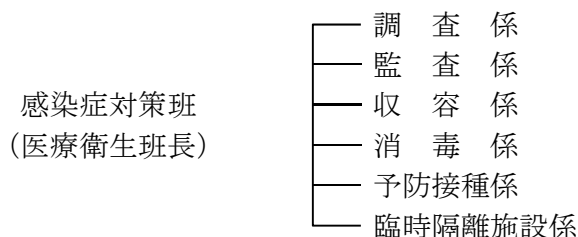
(1) 実施責任者

- ①市長は知事の指示に従って感染症対策上必要な措置を行うものとする。
- ②県は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、この節において「法」という。)に基づいて感染症対策上必要な処置を行うものとする。

(2) 感染症対策実施の組織

避難救護・医療対策部は必要に応じて、以下のとおり感染症対策班を編成し、災害地域が広範に及ぶ時は、その都度即応体制をとるものとする。

■感染症対策班



(3) 感染症対策の指示

県は、災害発生とともに保健所をして災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実状に即した指導に当たらせるものとする。

また、知事は感染病対策上必要と認めた時は、市に対し、その範囲及び期間を定めて以下に掲げる指示を発するものとする。指示、命令を受けた市長は速やかに指示事項を実施するものとする。

- ①法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示
- ②法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
- ③法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- ④予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

(4) 感染症対策の実施

①清潔方法

市は、感染症の患者が発生し、または感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認める時は、当該土地または建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。また、市の行う清潔方法は管内における道路、溝渠、公園等公共の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

②消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条によるものとする。

③ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条によるものとする。

④生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

⑤臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期または期間を指定して実施するものとする。実施にあたっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者もしくは疑似症患者が発見され、まん延の恐れがある場合には緊急に実施するものとする。

⑥避難所の感染症対策措置

避難所を開設した時は、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。なお、感染症対策措置の重点事項は概ね以下のとおりとする。

ア 疫学調査

イ 清潔の保持及び消毒方法の実施

ウ 集団給食

エ 飲料水の管理

オ 健康診断

2 保健衛生

(1) 被災者の健康管理

市及び県は、以下により被災者の健康管理を行う。

①良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分に把握し、必要に応じて救護所等を設けるものとする。

②要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子などの手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

③保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

3 災害時における動物保護・収容計画

(1) 実施責任者・実施内容

①犬及び負傷動物対策

責 任 者：県（動物愛護センター）及び市

実施内容：災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、浦添市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。
収容・保管に際し、民間団体への場所または施設の提供と適正な管理の

協力を求めるものとする。

②特定動物（危険動物）対策

責 任 者：県（動物愛護センター等）、（協力機関：市、関係機関）

実施内容：動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。（条例に基づく）所有者不明の場合、県の活動とともに本市における警察及び民間団体に対し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。

（2）保護・収容動物の公示

保護収容された動物について、県は台帳を作成・公示するものとする。市は、台帳の作成にあたり、情報提供等協力を行う。

※資料編〔様式〕【その他】

○保護動物台帳（保護・収容）

4 ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

（1）動物救済本部の設置

①県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

②県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

（2）避難所での取扱い

市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

5 し尿の処理

し尿の処理における被災地帯の清掃等は、以下によるものとする。

（1）実施責任者

被災地における被災地帯の清掃の計画、実施については市民環境対策部環境推進班が担当する。

ただし、被害が甚大のため市において実施できない時は、他市町村または県の応援を求めて実施するものとする。

（2）し尿の収集

清掃は環境推進班により所要の計画に基づいて実施するが、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。収集されたし尿は、市内に設けられた中継基地に貯留された後、他自治体への委託により最終処分するものとする。

（3）仮設便所等のし尿処理

市は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。仮設便所は、リース会社等から調達するが、市で調達で

きない場合は県に要請する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

※資料編〔避難施設・物資等〕

○一般廃棄物処理施設等の状況

(4) 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要性を生じた時は、適切に調達を実施するものとする。

6 その他

その他必要事項については、関係機関と協力して実施するものとする。

第20節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

(実施主体：総合総務対策部、市民環境対策部、消防救助対策部、浦添警察署)

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者及び生死不明者）の搜索を行い、遺体処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索並びに遺体処理及び埋葬等の措置は、市が行う。（救助法が適用された場合は、県が行う。）なお、行方不明者の搜索は、消防本部が警察、自衛隊及び第十一管区海上保安本部と協力して担当し、遺体処理及び埋葬等は市民環境対策部安置埋葬班が担当する。

2 行方不明者の搜索

(1) 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため必要に応じ、消防本部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防部員を中心に各部員をもって編成する。

(2) 搜索の方法

搜索にあたっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

(3) 行方不明者リスト

総合総務対策部安否班、広報調整対策部広報班は行方不明相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について別紙様式（行方不明者届出票）を作成する。

その際、避難者名簿等と照合し、なお不明なものについては要搜索者名簿を作成し、消防本部に送付するものとする。

※資料編〔様式〕【行方不明者関係】

- 行方不明者届出票
- 要搜索者名簿

3 行方不明者発見後の収容及び処理

(1) 負傷者の収容

搜索隊が負傷者及び病人等救護を要するものを発見したときまたは警察、自衛隊及び第十一管区海上保安本部より救護を要する者の引渡しを受けた時は、速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容

搜索隊が発見した遺体は、速やかに警察の検視及び医師の検案を受け、または警察等より遺体の引渡しを受けた時は直ちに学校等適当な遺体安置所に収容するものとする。その際、安置埋葬班は遺体調書を作成するものとする。

(3) 医療機関との連携

搜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように医療衛生班及び医療機関等との連絡を前もってとるものとする。

※資料編〔様式〕【遺体関係】

- 遺体調書

4 遺体の処理

- (1) 発見された遺体については、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規制）及び海上保安庁死体取扱規則（昭和45年）の規制より、警察官及び海上保安官は所定の死体見分調書を作成ののち、遺族または市長に引渡すものとし、市長はその後において必要に応じて遺体処理を行うものとする。
- (2) 遺体処理は以下により実施するものとする。
 - ①遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
遺体の識別のため処理として行うものとする。
 - ②遺体の一時保存
遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用または学校等の施設に仮設）に集めて埋葬の処理をとるまで保存する。
 - ③検案
遺体について死因、その他について医学的検査をする。
 - ④遺体の処理は埋葬の実施と一致することを原則とする。

5 遺体の安置

- ①納棺、仮葬祭用品等の確保
安置埋葬班は葬儀業者の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な機材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。
- ②遺体調書及び遺体処理台帳等の作成
安置埋葬班は、死体見分調書を引き継いだ遺体について「遺体調書」及び「遺体処理台帳」を作成すると共に、棺に名前を添付する。
- ③遺体の引き渡しの方法
遺族その他より遺体の引き取りの要請があった時は、「遺体調書」により引き渡すものとする。

※資料編〔様式〕【遺体関係】

- 遺体調書
- 氏名札
- 災害遺体送付票
- 遺体処理票
- 遺留品処理票
- 遺体処理台帳
- 埋葬台帳

6 遺体の埋葬、火葬

埋葬または火葬を市長が実施し、それに要する経費を県が負担する。
納骨は遺族が行うが遺族のない者については、市長が実施する。

7 行方不明者捜索などの費用及び期間等

被災者の捜索や遺体の処理等についての費用及び期間は以下のとおりである。

ただし、救助法が適用された場合は、第15節「災害救助法適用計画」に基づくものとする。

- (1) 災害に遭った者の救出

(2) 遺体の搜索

■行方不明者搜索などの費用・期間等

《災害に遭った者の救出》

条件別	基準内容
対象者	災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者を搜索し、救出するものとする
費用	船艇、その他救出のための機械、器具等の賃貸料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常のコ費用とする
期間	災害発生の日から概ね3日以内とする

《遺体の搜索》

条件別	基準内容
対象者	災害のため現に行方不明な状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする
費用	搜索における船艇、その他搜索のための機械、器具等の賃貸料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常のコ費用とする
期間	災害発生の日から概ね10日以内とする

第21節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

(実施主体：水防砂防対策部、市民環境対策部)

この計画は、災害のため住居または、その周辺に運ばれた、土石、竹木等の障害物が日常生活に著しい支障を及ぼしている場合に、これの除去に関するものである。

1 実施責任者

災害時における障害物の除去は、救助法が適用された場合は、県が実施する。救助法が適用されない場合にあっても、市長が実施の必要を認めた時は、市長が実施する。

- (1) 住家またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は市長が行う。担当は水防砂防対策部とする。
- (2) 障害物が公共その他の場所に流入した時は、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

※資料編〔様式〕【災害救助法関係】

○災害救助法様式21 障害物除去の状況

2 障害物の除去

- (1) 住居またはその周辺に運ばれた障害物

市は、住居またはその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

①対象者

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- イ 住家の被害程度は、半壊または床上浸水した者であること
- ウ 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

②除去の方法

市は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

- (2) 倒壊住宅

市は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

- (3) 道路関係障害物

道路管理者は、自動車・遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。

特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

- (4) 水路障害物

水路管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

3 災害廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」又はこれを踏まえあらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき処理体制を速やかに確保する。

県は、廃棄物処理が市のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

- (2) 仮置場、最終処分地の確保

市内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して市を支援する。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

4 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、伊奈武瀬球場及び市クリーンセンターを利用するものとする。

5 除去の対象、費用及び期間

条件別	内 容
対 象	住家が半壊及び床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった場合を含む）した世帯とする。
費 用	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃借料、輸送費及び労務費とする。
期 間	災害発生の日から10日以内とする。

第22節 住宅応急対策計画

(実施主体：水防砂防対策部、財務相談対策部)

市は応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急処置の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災住民の住居の確保を図るものとする。

1 応急仮設住宅の設置等

(1) 実施者

応急仮設住宅の設置は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

救助法が適用されない場合にあっても、市長が設置の必要を認める時は、当該法の適用に準じて市長が行い、担当は水防砂防対策部とする。

(2) 設置の場所

応急仮設住宅の設置場所は、原則として市有地とし、やむを得ない場合に限り、私有地を借りあげるものとする。

(3) 対象者

住家が全壊（焼）または流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者

(4) 設置の方法

応急仮設住宅の建設は知事が直接または建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内または近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(5) 規模、費用等

①規模

応急仮設住宅の規模は、1 戸当り平均 29.7 m²（9 坪）を標準とする。構造は、一戸建、長屋建、またはアパート式建築のいずれでも差し支えない。

②費用

応急仮設住宅建設の費用は、整地費、建築費、附帯工事費、賃金職員等雇上賃、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めて 1 戸当り平均 5,516,000 円以内とする。

③期間

応急仮設住宅の建築工事に着手する時期は、災害発生の日から 20 日以内とし、当該住宅を供与できる期間は完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項による期限内（最高 2 年以内）とする。

(6) 要配慮者に配慮した仮設住宅

市は、高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(7) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

(8) 賃貸住宅の借り上げによる収容

応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(9) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。この際、応急仮

設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。

※資料編〔様式〕【災害救助法関係】

- 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表
- 災害救助法様式8 応急仮設住宅台帳

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が実施する。

救助法が適用されない場合で、市長が修理の必要を認める時は、市長が実施し、担当は水防砂防対策部とする。

(2) 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者。

(3) 修理の方法

①住宅の応急修理は、知事（権限を委任された場合は市長）が直接または建設事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

②応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とする。

(4) 費用及び期間

①費用

修理のため支出できる費用の限度は、1戸当り 574,000 円以内（修理用の原材料費、労務費、材料等の輸送費及び工事事務費等一切の経費を含む。）

②期間

住宅の応急修理は災害発生の日から1ヵ月以内に完了とすること。

※資料編〔様式〕【災害救助法関係】

- 災害救助法様式16 住宅応急修理記録簿

3 住家の被災調査

市は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

県は、市の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

4 建物の解体、撤去

市は、被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して市民に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては、市長が必要と認めた場合において実施する。

第23節 二次災害の防止計画

(実施主体：水防砂防対策部)

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、市が実施する。県は、市に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「沖縄県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「浦添市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。市は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定

市は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要綱」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。沖縄県内で震度5強以上が観測された場合または通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

5 高潮、波浪等の対策

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第24節 教育対策計画

(実施主体：学校救援対策部、文化・教育施設対策部)

災害時における応急教育対策は以下によるものとする。

1 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施責任者は、以下のとおりとする。

(1) 市

- ①市立小中学校そのまたは他の文教施設の災害復旧は市長が行う。
- ②市立小中学校児童生徒に対する応急教育は市教育委員会が行う。なお、救助法が適用されたとき、または市で実施することが困難な場合は、知事または県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置をとるものとする。
- ③救助法による教科書、教材及び学用品支給については知事の補助機関として、市長が行う。

(2) 県

- ①県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は県教育委員会が行うものとする。
- ②県立学校の児童生徒に対する応急教育は県教育委員会が行うものとする。

(3) 私立学校

私立学校の文教施設の災害応急復旧及び生徒の応急教育は、学校設置者が行うものとする。

2 応急教育対策

災害時における応急教育は概ね以下の要領によるものとする。

(1) 小中学校

①学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用するものとする。

- ア 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内運動場等を利用し、なお不足する時は二部授業等の方法による。
- イ 校舎の全部または大部分が使用できない場合は、公共施設を利用し、または隣接学校の校舎等を利用する。
- ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校または公共施設等を利用する。なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。
- エ 市教育委員会は、応急教育にあたって市内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設の提供を要請するものとする。県教育委員会は要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

②教育職員の確保

- ア 県教育委員会は、県教育事務所及び市教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱を招かないよう教育職員の確保に努めるものとする。

③教科書、教材及び学用品の支給方法

- ア 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告
市長は、被災した児童生徒及び災害によって減失した教科書及び教材の状況を、別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。
- イ 県教育委員会は、市からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行

うものとする。

ウ 支給

(ア) 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について該当学校における在籍の確認を行って被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書にあつては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。また、文房具、通学用品にあつては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

(イ) 救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、市または本人の負担とする。

④被災児童生徒の転校、編入については、教育長が別に定める。

⑤災害に伴う被害程度によって授業ができない時は休校とする。ただし、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急教育の実施に努めるものとする。

※資料編〔様式〕【災害救助法関係】

○災害救助法様式 18 学用品の給与状況

3 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上実施するものとする。

4 社会教育施設等の対策

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急処理等を速やかに実施するものとする。

5 こころのケア

市は、り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第25節 危険物等災害応急対策計画

(実施主体：消防救助対策部、浦添警察署)

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

1 石油類

(1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

- ①危険物施設の実態に応じ、危険物の流出または出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- ②タンク破壊等により漏れた危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ③従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

(3) 警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

2 高圧ガス類

(1) 高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

- ①火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ②高圧ガス保管施設が危険な状態になった時は、直ちに製造または消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、または大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退去させる。
- ③充てん容器等を安全な場所に移す。

(2) 市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県は以下の保安措置を行う。

- ①高圧ガス保管施設全部または一部の使用の停止を命ずる。
- ②高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。
- ③高圧ガスまたはこれを充てんした容器の廃棄または所在場所の変更を命ずる。

(4) 警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

3 火薬類

(1) 火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

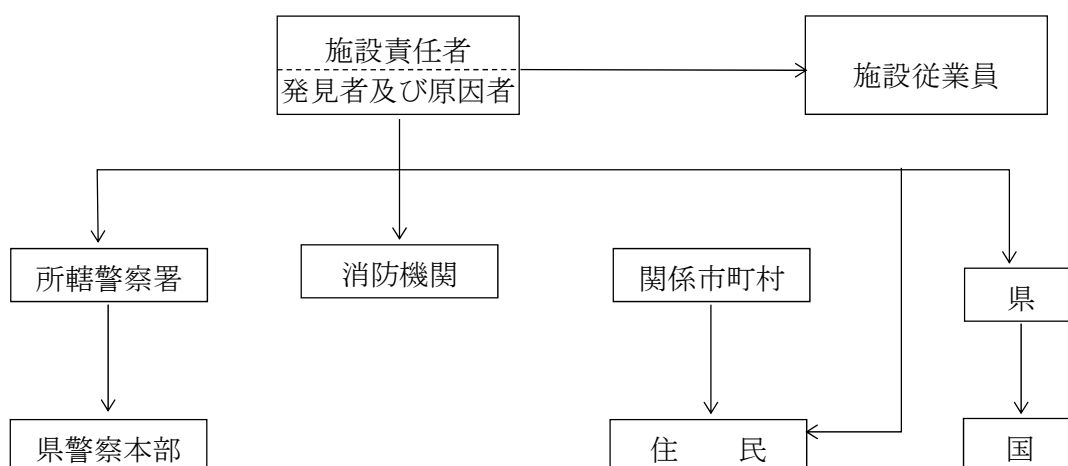
- ①火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ②時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- ③搬送経路が危険であるか、または搬送する時間的余裕がない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

- (2) 市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。
- (3) 県は、以下の保安措置を実施する。
- ①火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設または火薬庫の全部または一部の使用の一時停止を命ずる。
 - ②火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱うものに対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費または廃棄を一時禁止し、または、制限する。
 - ③火薬類の消費者に対して、火薬類所在場所の変更または、その廃棄を命ずる。
- (4) 警察は施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

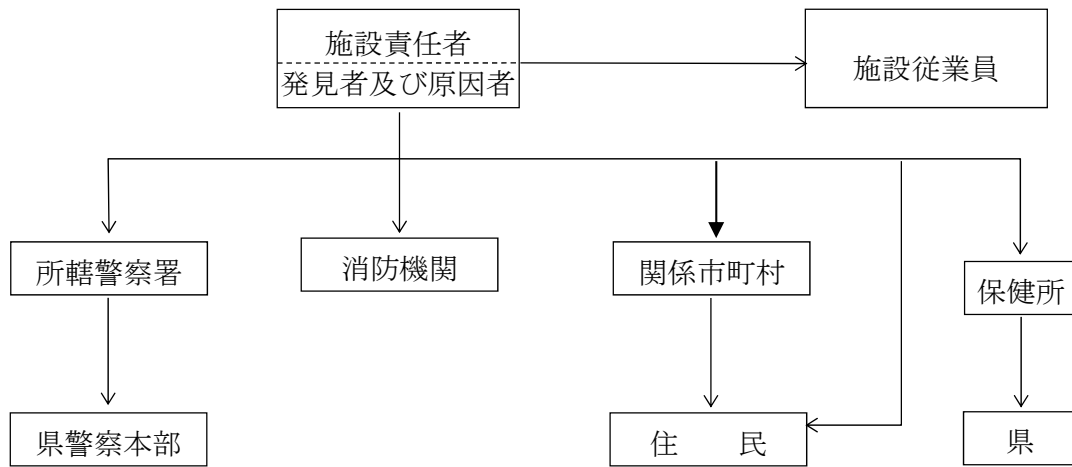
4 毒物劇物

- (1) 毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出、しみ出または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、または発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防、警察等関係機関に通報するものとする。
- ①タンク破壊等により漏れた毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。
 - ②従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
- (2) 市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。
- (3) 県は、施設等の責任者に対し、危険防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施及び広報活動等を実施するものとする。
- (4) 警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

■通報連絡系統図（石油類、高圧ガス類、火薬類）



■通報連絡系統図（毒物劇物）



第26節 労務供給計画

(実施主体：総合総務対策部)

この計画は、災害応急措置対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に必要な労務の供給に関するものである。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の雇用は、市長が行う。ただし、必要な労務者の確保が困難な場合は、市是那覇公共職業安定所に供給の支援を要請する。

2 労務者供給の方法

(1) 供給手続き

市長は、那覇公共職業安定所長に対し、以下の事項を明示して、労務者の供給を依頼する。

- ①必要労務者数
- ②就労場所
- ③作業内容
- ④労務時間
- ⑤賃金
- ⑥その他必要な事項

(2) 賃金の基準

賃金の基準は、浦添市臨時職員の賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

- #### (3) 賃金の支払方法は、その日払いとし、支給事務等は「浦添市臨時職員の任用、服務、勤務条件等に関する規則」(平成17年規則第2号)に準じて、各担当部の所属課が行う。

3 救助法による賃金職員等の雇上げ

市が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

①被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

②医療及び助産における移送賃金職員等

ア 医療班では処理できない重症患者または医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

ウ 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

③被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作または後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

④飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

⑤救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

- ア 被服、寝具、その他の生活必需品
- イ 学用品
- ウ 炊出し用の食料品、調味料、燃料
- エ 医薬品、衛生材料

⑥遺体捜索賃金職員等

遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

⑦遺体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

遺体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

4 賃金職員等雇上げの特例

- (1) 救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げのほか、埋葬、炊出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合は、以下の申請事項を明記して県に申請するものとする。

- ①賃金職員等の雇上げをする目的または救助種目
- ②賃金職員等の所要人員
- ③雇上げを要する期間
- ④賃金職員等の雇上げの理由

- (2) 県は市からの申請を受け、その必要を認めた時は、厚生労働大臣にその旨申請し、承認を得て実施するものとする。

※資料編〔様式〕【災害救助法関係】

- 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

5 雇上げの費用及び期間

- (1) 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

- (2) 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれの救助の実施が認められている期間とする。

6 従事命令、協力命令

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

■従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	基本法第65条第1項	市長
		〃 第65条第2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条第3項	自衛官(市長の権限を行う者がその場にいない場合)
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官 (警察官がその場にいない場合)
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従事命令	救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	基本法第71条第1項 〃 第71条第2項	知事 市長(委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防機関の長

※知事(知事が市長に権限を委任した場合の市長を含む)の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

■命令対象者

命令区分（作業対象）	対象者
基本法及び救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	(ア) 医師、歯科医師または薬剤師 (イ) 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、救急救命士または歯科衛生士 (ウ) 土木技術者または建築技術者 (エ) 土木、左官、とび職 (オ) 土木業者、建築業者及びこれらの従業者 (カ) 地方鉄道業者及びその従業者 (キ) 軌道経営者及びその従業者 (ク) 自動車運送業者及びその従業者 (ケ) 船舶運送業者及びその従業者 (コ) 港湾運送業者及びその従業者
基本法及び救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市内の住民、または当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令（水防作業）	市内に居住する者または水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

県または市は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。（基本法第 82 条第 1 項）

(3) 実費の弁償

県は従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては基本法施行令第 35 条の規定に基づく基準に従ってその実費を弁償するものとする。（基本法第 82 条第 2 項）また救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第 11 条の規定に基づき別に定めるところにより実費を弁償するものとする。（救助法第 24 条第 5 項）

(4) 傷害等に対する補償

①県

県は、従事命令または協力命令によって応急措置の業務に従事したまたは協力した者がそのため死亡し負傷し若しくは疾病となった時は、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第 84 条第 2 項）

②市

市は従事命令（警察官または海上保安官が基本法の規定により市長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となった時は、基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、

その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。(基本法第84条第1項)

(5) 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式を資料編に示す。

※資料編〔様式〕【その他】

○公用令書

第27節 民間団体の活用計画

(実施主体：全対策部)

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図るものである。

1 実施責任者

民間団体に対する要請は、市長が行う。

大規模な被害または広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは市において処理できない場合においては、市から民間団体の活用の要請を県に行うものとする。

2 協力要請団体

- (1) 各自治会
- (2) 婦人団体
- (3) 青年団体
- (4) 各種団体

3 協力の要請

(1) 要請の方法

協力要請は、以下の事項を明示して作業に適する団体の長に対し、行うものとする。

- ①協力を必要とする理由
- ②作業の内容
- ③期間
- ④従事場所
- ⑤所要人員数
- ⑥その他必要な事項

(2) 協力を要する作業内容

- ①災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕及び要配慮者の避難支援
- ②救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
- ③被災者に対する炊出し、給水の奉仕
- ④警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
- ⑤関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕
- ⑥その他危険の伴わない災害応急措置の応援

第28節 ボランティア受入計画

(実施主体：総合総務対策部)

大規模な災害の発生時には、市及び県の防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。

このような場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、民間のボランティアの参加を求めるとともに、受入体制を整備するものとする。

1 ボランティアの募集

県及び県社会福祉協議会に設置される沖縄県災害ボランティアセンターは、市におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう市災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

また、市災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、市内におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

2 ボランティアの受入れ

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社、地域のボランティア団体等と連携を取り、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や障がい者、外国人との会話力等ボランティア技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入れ事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織に人員を派遣してもらって実施する。

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ①医療救護（医師、看護師、助産師等）
- ②無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ③外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- ④住宅の応急危険度判定（建築士）
- ⑤その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ①炊出し
- ②清掃
- ③災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ④被災地外からの応援者に対する地理案内
- ⑤軽易な事務補助
- ⑥危険を伴わない軽易な作業
- ⑦その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ⑧避難所の各種支援活動

4 ボランティアの活動支援

市、県、社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供

①地区活動拠点 ― 社会福祉センター内

ア 市災害ボランティアセンターの役割

(ア) 避難所等のボランティア活動の統括

(イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）

(ウ) 一般ボランティアへのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）

(エ) ボランティアの派遣

(オ) ボランティアニーズの掘り起こし

(カ) ボランティアの活動調整

(キ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

市及び県は、可能な限り、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供

市及び県は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。

なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

市及び県は、ボランティアが必要としている支援物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第29節 公共土木施設応急対策計画

(実施主体：水防砂防対策部)

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、以下によるものとする。なお、担当は、水防砂防対策部とする。

1 実施責任者

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と、それぞれの施設の管理者が行うものとする。

2 施設の防護

(1) 道路施設

①市長は、管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに以下の事項を中部土木事務所長に報告するものとする。

- ア 被害の発生した日時及び場所
- イ 被害の内容及び程度
- ウ う回道路の有無

②市長は、自動車の運転者、地区の住民等が決壊崩土、橋りょう流失等の災害を発見した場合は、直ちに市に報告するよう常時指導啓発しておくものとする。

(2) 漁港施設

市長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を中部土木事務所長等に報告するものとする。

- ①被害の発生した日時及び場所
- ②被害の内容及び程度
- ③泊地内での沈没船舶の有無

3 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合は全力を挙げて、復旧に努めるとともに、う回道路の有無を十分調査し、う回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

(2) 漁港施設

漁港管理者は、災害が発生した場合は全力を挙げて、復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため、十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事

(1) 応急工事の体制

①要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

- ア 応急工事施行に必要な技術者、技能者の現状把握及び緊急時における動員方法
- イ 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

②応援または派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、または大規模な

対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

①道路施設

ア 応急工事

被害の状況に応じて概ね以下の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

(ア) 排土作業または盛土作業

(イ) 仮舗装作業

(ウ) 障害物の除去

(エ) 仮道、さん道、仮橋等の設備

イ 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

②漁港施設

ア 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤または決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を実施するものとする。

イ 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋まり、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

ウ けい留施設

岸壁、物揚げ場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第30節 ライフライン等施設応急対策計画

(実施主体：沖縄電力、ガス供給事業者、配水給水対策部、N T T西日本沖縄支店)

第1款 電力施設応急対策

災害時の電力供給のための応急対策は、以下によるものとする。

1 実施方針

沖縄電力株式会社における応急対策の実施は、沖縄電力株式会社の定める沖縄電力株式会社防災業務計画により実施するものとする。

2 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は、電力施設復旧の処理に当たっては、大口需要家及び浦添市と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部と協議して措置するものとする。

第2款 ガス施設応急対策

市域における災害時のガスの供給のための応急対策は、以下によるものとする。

1 ガス供給事業者における応急対策

(1) ガス施設の保安

ガス供給事業者は、ガス施設自体の被災に際し保安、応急工事の施工等の対策をあらかじめたてておくものとする。

(2) 洪水対策

①河川の橋梁に架設してあるガス導管が流失する危険が迫った場合は、両岸においてガスの供給を遮断するものとする。

②崖ぐずれ、土砂流失等による導管が流失または折損等の危険が生じた場合は、関係地域に対するガスの供給を遮断するものとする。

③ガス需要家設備の損傷、流出等の危険が生じた場合は、地域別にガスの供給を遮断するものとする。

④工場が浸水した場合において、ガスの供給が不可能と判断した時は、その供給を停止するものとする。

(3) 災害発生対策

局部的地域に火災が発生した際は、ガス需要家ごとにガス供給を遮断し、広範囲に広がる場合は地域別にまたは全域のガスを遮断するものとする。

(4) 地震対策

気象庁震度階5弱以上の地震が発生の場合は、製造設備の点検、敷設されたガス導管の折損の有無、漏洩調査及び需要家のガス設備の調査等応急の処置を取り、事故発生の未然防止を図るものとする。

(5) 台風対策

台風（最大風速 25m/秒以上）時には、その通過前後を含めて適時に製造設備・導管等のガス工作物の巡回点検を行い、また需要家の申出があれば、その需要家のガス設備の点検等応急処置をとり、事故発生の未然防止を図るものとする。

(6) 供給停止の場合のガス需要家に対する周知

ガスの供給を停止する場合は、あらかじめ広報車および報道機関等を通ずるなどの方法をもって、その周知徹底を図るものとする。なお、被災ガス施設の状況及び復旧見込みの状況は、できるだけ速やかに被災地域の住民に周知を図るものとする。

(7) ガス供給対策

災害によってガスの供給が遮断され、または停止となった場合は、ガス需要家の申出によって他のガスを供給できるよう処置する。ただし、供給期間はガス供給が再開されるまでとする。

2 関係機関の協力体制

被害地に対するガス供給を確保するための応急対策を取る場合、ガス供給事業者は警察、消防をはじめ関係機関に十分連絡のうえ、これら諸機関の協力を求めるとともに、必要に応じて県災害対策本部等と協議して措置するものとする。

なお、漏れ事故における対策には、以下の事項に重点において処置するものとする。

- (1) 警察、消防機関への通報
- (2) ガス漏れ応急処置
- (3) 火災及び消防警戒区域の設定に対する協力
- (4) 地域住民の避難、救出

第3款 液化石油ガス施設応急対策

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があった時は、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。

第4款 上水道施設応急対策

上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

1 復旧の実施

(1) 管路の復旧

管路の復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・増圧ポンプ場の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行

う。

(2) 給水措置の復旧

①公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

②一般住宅等の給水装置

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する発電所などは優先して実施する。

2 広域支援の要請

県は、水道事業者等による相互の支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係わる調整を行う。

また、配水給水対策部は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

3 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地域ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

第5款 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠樹、取付管等の復旧を行う。

1 復旧の実施

(1) 処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

(2) 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

第6款 電気通信設備応急対策

電気通信関係機関は、市域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める「防災業務計画」に基づき実施する。

第31節 農林水産物応急対策計画

(実施主体：経済産業対策部)

県が実施する災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は以下によるものとし、その指導・指示を受けて経済産業対策部が担当する。

1 農林水産物の対策

県は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害をうけた時は、直ちに対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2 農作物応急対策

(1) 種苗対策

- ①災害により農産物のまき替え及び植替えを必要とする場合は、農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告するものとする。
- ②市長の要請を受けた農業協同組合各支店は、直ちに要請を取りまとめ、管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。
- ③県は連合会等から種苗のあつ旋依頼の要請があった場合は、国及び中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

(2) 病虫害防除対策

- ①災害により病虫害が異常発生し、または発生が予想され緊急に防除を必要とする場合、県は、病虫害防除協議会に諮り病虫害緊急防除対策を樹立し、市長に対し具体的な防除を指示するものとする。
- ②緊急防除指導班の編成
県は、必要と認める時は、緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

3 家畜の応急対策

(1) 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、崖崩れ等の災害が予想されるとき、または発生した時は、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要がある時は、市においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して県(家畜保健衛生所)は市及び獣医師会の協力を得て家畜防疫班、畜舎、消毒班及び家畜診療班を組織し、必要な防疫を実施するものとする。災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして、市に届出を行わせるとともに家畜防疫員は死体の埋葬または消却を指示するものとする。

- ①被災家畜に伝染病疫病の疑いがある場合または伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、感染症対策班及び消毒班を被災地に派遣し、緊急予防措置をとるものとする。
- ②災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、市長の要請により診療班を被災地に派遣するものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となった時は、市の要請に基づき、県は政府保有の麦類、ふすまの放出を要請するほか、流通粗飼料を沖縄県農業協同組合に対し、必要数量の確保を要請し、及び供給についてあつ旋を行うものとする。

4 水産物応急対策

(1) 水産養殖用の種苗及び飼料等の確保

災害により水産養殖種苗または飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県は市長の要請に基づき、その生産を確保するためのあつ旋の措置を講ずるものとする。

(2) 魚病等の防除指導

災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合または発生まん延防止のため、市長の要請があった場合は、県は水産試験研究機関に対し、防除対策について指導を行わせるものとする。

第32節 米軍との相互応援計画

(実施主体：広報調整対策部)

1 相互連携体制の構築

本県において大規模災害が発生した場合における応急対策や復旧対策を円滑に実施するため、米軍と県との相互連携体制を構築することは重要である。

そこで、県及び市は、以下で述べる米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模及び態様の情報収集並びに伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

2 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」

本県において、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害が及び、またはそのおそれがある場合、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に基づいて沖縄県と在沖米軍が相互に連携し、人命救助、緊急輸送、障害物除去等の被災者救援活用や被害防止措置等を行う。

3 基地立入りに関する協定

市は、「都道府県または地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への限定された立入りについて」（平成19年4月27日）の日米合意に基づき、災害時における住民等の避難誘導等における米軍施設及び区域への立入りについて米軍との協定の締結をしている。

市は、当該協定に基づき、災害時には必要に応じて在日米軍施設及び区域への避難を実施する。

なお、県は、市における当該協定の締結に係る各種支援を実施する。

4 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定

消防機関は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入りについて」（平成13年1月11日）の協定をもとに消防本部と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入を行う。

5 米軍基地関連災害の応急対策計画

米軍基地から派生する災害等については、関係機関相互の密接な連携をもとに、災害等の種別、規模、態様の情報収集・伝達に努めるとともに、本章及び米軍消防と市消防との「消防相互援助協約」に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

(1) 関係機関による会議

- ①米軍基地内で発生した事故、災害等が、浦添市民居住区域及び行動区域まで影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあると思われる場合は、浦添市（総務部防災危機管理室・企画課）、浦添警察署、浦添市消防本部による合同連絡調整会議（以下「調整会議」という。）をもつことができる。
- ②調整会議はいずれかの機関の呼びかけにより開催する。
- ③調整会議は相互の情報交換及び応急対策の実施について検討する場とする。

(2) 応急対策の実施

- ①各機関の応急対策の実施にあたっては、市民に混乱を与えることのないよう、相互に調整し、重複した行動を避けるようにすること。
- ②災害の終息時には再度調整会議をもち、相互の状況報告を行い、今後の対策等に生かしていくものとする。

第33節 海上災害応急対策計画

(実施主体：総合総務対策部、消防救助対策部、第十一管区海上保安本部、自衛隊、浦添警察署、沖縄総合事務局)

この計画は、基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、海上火災その他の海上災害の発生が予想され、またはこれらが発生した場所において、関係機関が、緊密な連帯を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産保護、海上交通安全の確保、流出油等の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人に及ぼす被害の局限及び拡大防止を図るためのものである。

1 連絡調整本部の設置

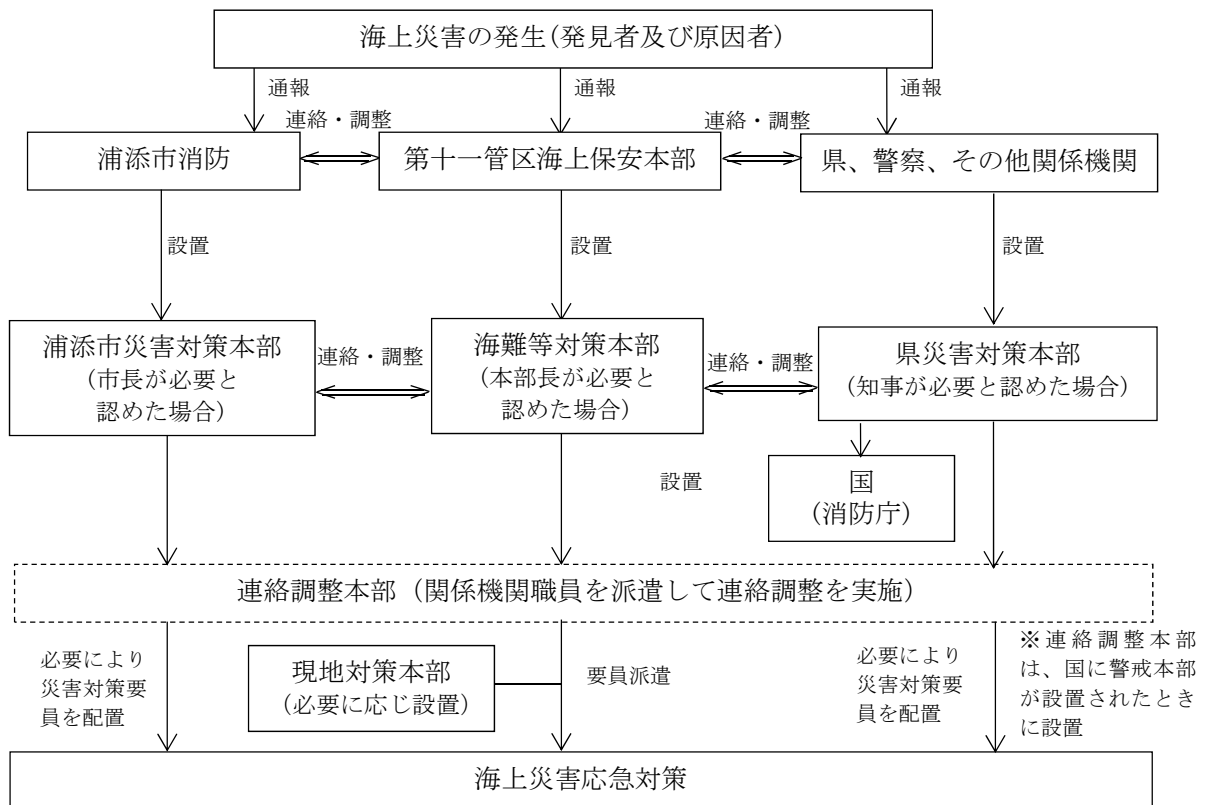
海上事故により油等の危険物等が大量に流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められる時は、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。

連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、管区海上保安本部内に設置される。

2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄气象台
- (4) 陸上自衛隊第15旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄警察本部
- (8) 浦添市消防本部
- (9) 浦添市
- (10) 日本赤十字社沖縄県支部
- (11) 事故関係企業等
- (12) 指定海上防災機関
- (13) その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



4 第十一管区海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部が実施する災害応急対策は以下のとおりである。

(1) 非常体制の確立

- ①管内を非常配備とする。
- ②大規模海難等対策本部を設置する。
- ③通信体制を強化し、必要な場合は非常無線通信に協力し、通信の確保に努める。
- ④巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- ⑤一般船舶の動静を把握し、必要な場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、以下により行うものとする。

- ①気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けた時は、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
- ②航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったときまたは船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じた時は、速やかに航行警報または安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
- ③大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知った時は、航行警報、安全通報並びに船舶及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

以下に掲げる事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

- ①災害が予想されるとき
 - ア 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）
 - イ 船舶交通の輻輳状況
 - ウ 船だまり等の対応状況
 - エ 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況
 - オ 港湾等における避難者の状況
 - カ 関係機関等の対応状況
 - キ その他災害応急対策の実施上必要な事項
- ②発災後
 - ア 海上及び沿岸部における被害状況
 - イ 被災地周辺地域における船舶交通の状況
 - ウ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
 - エ 船舶、海洋施設、港湾施設等の状況
 - オ 水路、航路標識の異常の有無
 - カ 港湾等における避難者の状況
 - キ 関係機関等の対応状況
 - ク その他災害応急対策の実施上必要な事項
- (4) 海難救助等
 - 海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、以下に掲げる措置を講ずるものとする。
 - その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
 - ①船舶の海難、人身事故等が発生した時は、速やかに巡視船艇、航空機または特殊救難隊によりその搜索救助を行う。
 - ②船舶火災または海上火災が発生した時は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊または機動防除隊により消火を行うとともに、必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。
 - ③危険物が排出された時は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、船舶禁止措置または避難勧告を行う。
- (5) 緊急輸送
 - 傷病者、医師、避難者等または救援物資等の緊急輸送については、必要に応じまたは要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。
 - この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。輸送対象の想定は以下のとおりとする。
 - ①第1段階 ― 避難期
 - ア 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物質
 - イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物質
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
 - エ 負傷者等の後方医療機関への搬送
 - オ 緊急輸送に必用な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物質
 - ②第2段階 ― 輸送機能確保期
 - ア 上記①の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- ③第3段階 — 応急復旧期
 - ア 上記②の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品
- (6) 物資の無償貸付または譲与
 - 物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったときまたはその必要があると認める時は、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付し、または譲与する。
- (7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援
 - 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、以下に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮するものとする。
 - ①医療活動場所の提供について要請があった時は、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
 - ②災害応急対策の従事者の宿泊について要請があった時は、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
 - ③その他の支援活動については、その都度本庁と協議の上決定する。
- (8) 流出油等の防除
 - 船舶または海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出した時は、以下に掲げる措置を講ずるものとする。
 - なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。
 - ①防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇及び航空機により、または機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
 - ②防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められる時は、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
 - ③緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められる時は、海上災害防止センターに防除措置を依頼し、または機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。
 - ④防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。
 - ⑤危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船泊禁止措置等船舶の航行制限を行う。

⑥危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- ①船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ②海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがある時は、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。
- ③海難船舶または漂流物、沈没物、その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれのある時は、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。
- ④船舶交通の混乱を避けるため災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ⑤水路の水深に異常を生じたと認められる時は、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- ⑥航路標識が損壊し、または流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる時は、基本法第63条及び同条第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限または禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定した時は、直ちに市長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇及び航空機により以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- ①災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- ②警戒区域または重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- ①危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、または航行の制限若しくは禁止を行う。
- ②危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ③危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された著しい大量の油または有害液体物質により海岸が著しく汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与え、若しくは事業活動を困難にし、またはこれらの障害が生ずるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油等の防除措置を講ずる必要があると認める時は、当該排出油等の防除の措置を講ずるためやむを得ない限度において、当該排出された油または有害液体物質が積載されていた船舶を破壊し、当該排出された油または有害液体物質を焼却するほか、当該排出された油または有害液体物質のある現場付近の海域にある財産の処分をすることができる。

5 その他関係機関の実施事項

(1) 沖縄総合事務局

救援船舶のあつ旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整を行う。

(2) 陸上自衛隊

要請または状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項

- ①遭難者の救護
- ②沿岸住民の避難に必要な支援
- ③消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動

(3) 海上自衛隊

要請または状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項

- ①被害状況の調査
- ②遭難者の救出・救護
- ③死傷病者の救出・搬送
- ④行方不明者の捜索
- ⑤沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援
- ⑥人員・物資の輸送等
- ⑦消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動

(4) 県

- ①沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
- ②応急物資のあつ旋及び輸送手段の調整
- ③自衛隊、地方公共団体に対し応援要請、その他の応急措置
- ④第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力
- ⑤防除資機材及び消火資機材の整備
- ⑥規模に応じ、災害対策本部等の設置
- ⑦危険物施設に対する措置に関して市町村長からの要求に基づく指導または助言
- ⑧災害救助法適用に関する措置
- ⑨的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
- ⑩災害の状況、監視結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施

(5) 市及び消防本部

- ①沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- ②沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ③沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- ④死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- ⑤沿岸及び地先海面の警戒
- ⑥沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- ⑦消火作業及び延焼防止作業
- ⑧その他海上保安官署等の行う応援対策への協力
- ⑨防除資機材及び消火資機材の整備
- ⑩事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- ⑪漂流出油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資材作成並びに関係者の指導

(6) 警察

- ①警備艇による油などの流出面パトロール、他船舶または陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締り
- ②危険防止または民心安定のための広報活動

- ③住民の避難誘導
- ④避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保
- ⑤交通の秩序の維持及び通信の確保
- ⑥人命救助の実施
- ⑦災害情報の収集及び関係機関への伝達
- ⑧海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施
- ⑨関係防災機関の活動に関する支援
- (7) 事故関係機関
 - ①海上保安官署への事故発生の通報
 - ②遭難船舶乗組員の救助
 - ③現場付近の者または船舶に対し注意喚起を実施
 - ④必要に応じ、付近住民に避難するよう警告
 - ⑤消火活動等消防機関への協力
 - ⑥防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達
 - ⑦連絡調整本部への責任者派遣
- (8) 海上災害防止センター
 - ①船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有、海上防災のための調査研究等災害予防の実施
 - ②海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示または船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施
 - ③県、市の災害復旧にあたっての助言
- (9) その他関係機関、団体
 - 自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

6 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興にあたっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ、以下に掲げる対策を講ずるものとする。

- (1) 海洋環境の汚染防止
 - 地震災害等により発生したがれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止または拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 海上交通安全の確保
 - 災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、以下に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。
 - ②広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。